

平成17年第4回定例会
斑鳩町議会会議録

平成17年6月9日
午前9時00分 開議
於 斑鳩町議会議場

1, 出席議員 (15名)

1番	嶋田善行	2番	松田正
3番	飯高昭二	4番	西谷剛周
6番	浅井正八	7番	小野隆雄
8番	坂口徹	9番	浦野圭司
10番	吉川勝義	11番	三木誓士
12番	木田守彦	13番	木澤正男
14番	里川宜志子	15番	中西和夫
16番	中川靖広		

1, 欠席議員 (1名)

5番 森河昌之

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 浦口隆 係長 猪川恭弘

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	小城利重	助役	芳村是
収入役	中野秀樹	教育長	栗本裕美
総務部長	植村哲男	総務課長	西本喜一
総務課参事	吉田昌敬	企画財政課長	藤原伸宏
企画財政課参事	野口英治	税務課長	植嶋滋継
住民生活部長	中井克巳	福祉課長	西川肇
健康推進課長	清水孝悦	環境対策課長	清水建也

住 民 課 長	西 谷 桂 子	都 市 建 設 部 長	藤 本 宗 司
建 設 課 長	堤 和 雄	観 光 産 業 課 長	今 西 弘 至
都 市 整 備 課 長	藤 川 岳 志	都 市 整 備 課 参 事	西 田 哲 也
教 委 総 務 課 長	野 崎 一 也	生 涯 学 習 課 長	阪 野 輝 男
上 下 水 道 部 長	池 田 善 紀	上 水 道 課 長	水 田 美 文
下 水 道 課 長	谷 口 裕 司		

1, 議事日程

日程 1. 一般質問

〔1〕 3番 飯高議員

1、痰吸引の拡大と充実について

- ・痰吸引を行うための条件と現状について。
- ・今後の痰吸引の取り組みについて。

2、子どもの居場所づくりの充実について

- ・子どもが安心して遊べる環境づくりについて。
- ・「子どもの居場所づくり」の見解について。

3、地方行財政改革の取り組みの提案について

- ・組織・機構の見直しについて。
- ・事業事務の見直しについて。
- ・財政の見直しについて。

〔2〕 11番 三木議員

1、広域7町でつくる組合について

2、介護保険の制度改正について。

3、斑鳩町の高齢化対策について。

〔3〕 7番 小野議員

1、地域再生計画の認定制度について

- ・認定制度の概要とポイントを問う。
- ・地域再生の意義と目標を問う。

2、社会福祉法人「斑鳩町社会福祉協議会」について

- ・適正な組織運営を図っていくための役員体制を問う。

- ・理事の選出区分と選出過程を問う。
 - ・独立した民間法人として、代表権を有する会長の適格性を問う。
- 3、「第1回ローカル・マニフェスト推進フォーラム」について
- ・町長がパネラーとして参加されるに至った経緯を問う。
 - ・会議での発言内容と認識を問う。
- 4、「財政健全化検討住民会議」について
- ・その具体的な構想と進捗状況及び認識を問う。

〔4〕 12番 木田議員

- 1、奈良県事業の進捗について問う。
- ・富雄川河川改修に関連するJR鉄橋の進捗については、工期は平成18年3月20日であるが、旧の鉄橋の間に新しい橋脚ができており、これからの出水期に影響がなければと心配しております。
 - ・三代川河川改修の進捗についても、全議員が心配している状況で、今後の解決についての見通しについて問う。
 - ・国道168号の龍田大橋における右折レーンの進捗について、昭和橋の右折レーン改良工事の完成により、渋滞がより少なくなった効果を見ても、早急な解決が望まれるが、現時点における状況を問う。
 - ・奈良～明日香までの自転車道の整備工事が郡山地区で行われているが、斑鳩地域では東洋シール東側での約200m位の整備がされているが、今後の町域での進捗について問う。
- 2、斑鳩町の抱える問題の処理状況を問う。
- ・3月議会での一般質問で、町営住宅の空き部屋の処理について問うておりますが、その後の処理状況や解決済みなのかについて問う。
 - ・下司田池の現在の状況と見通しについて、長期間に渡って解決しない問題点と弁護士との関係について問う。

〔5〕 14番 里川議員

- 1、斑鳩における附属機関について
- ・委員選出の考え方と明確化について。
 - ・法令等の根拠のない委員会について。
 - ・委員報酬の考え方について。

2、障害者自立支援法について

- ・更生医療、育成医療などの公費負担制度の改正について。
- ・精神障害者の通院医療費公費負担制度の廃止について。
- ・斑鳩町と障害者の皆さんにどのような影響があるか。

3、介護保険法改正の問題点について

- ・ホテルコスト等の10月からの前倒しの問題について。
- ・生活保護受給への流れとならないか。
- ・地域包括センター・ケアマネージャー・介護度の変更について。
- ・保険料への影響はどうか。

4、財政健全化検討住民会議について

- ・行政改革推進委員会等との関係をどう見ればいいのか。

5、最近、多く被害の出てる詐欺・訪問販売について

- ・高齢者世帯が増加している当町での被害状況と対策について。

〔6〕9番 浦野議員

1、「ゆとり教育・総合学習」について

- ・再検討する価値はある「ゆとり教育」・「総合学習」について。

2、スローライフ時代のまちづくりについて

- ・スローライフ時代のまちづくりについて町長のアイデアを問う。

3、マニフェストを問う。

- ・単独行政選択後の町長選挙に臨む町長のマニフェストを問う。

〔7〕2番 松田議員

1、斑鳩町の土地開発基金について

- ・設置目的とその有効活用についての認識。

2、下司田池の返還訴訟について

- ・和解協議の状況はどうなっているのか。

3、新合併特例法について

- ・新合併特例法についての感想を問う。

4、財政健全化と検討住民会議について

- ・財政シミュレーションと検討住民会議の位置付けはどうか。

〔8〕4番 西谷議員

- 1、任期満了に伴い今秋に町長選挙が行われるが、斑鳩町長を務めて5期、20年となる小城町長の町財政の在り方を問う。
 - ・小城町長に対し、公金から支払われている月額報酬と年2回の報酬、任期満了に伴い4年ごとに支払われる退職金はいくらか。また、5期目となる小城町長に支払われた20年間の町長報酬及び4年毎に支払われる退職金の総額はいくらか。
 - ・小城町長の20年間の行政運営の中で、一番よかった施策は何か。また、もう少し慎重にすればよかったと思う施策は何か。
 - ・単独町制を住民皆さんが選択されたが、基金を取り崩してまで町政をしなければならなくなった原因はどこにあると考えているのか。
 - ・3月議会で特別職と管理職の賃金カットを打ち出したが、今後町財政再建のための思い切った手立てをどのように考えているのか。
 - ・財政難の中、45億円もかかる法隆寺駅周辺整備や12億円もかかる総合福祉会館事業を進めると住民にどのような負担を強いることになるのか。
- 2、JR法隆寺駅橋上駅舎事業等について問う。
 - ・王寺町や大和郡山市ののように都市計画決定を行い、国の補助を受けて事業を進めようとする理由は何か。
 - ・都市計画決定をし、国の補助制度を利用すればどれくらいの補助金が国からもらえるのか。
 - ・今、新聞紙上で長年にわたる橋脚の談合事件が報道され、すべての業者が談合を行い、逮捕者も出ている。当然JR法隆寺橋上駅舎事業はこの談合をした業者に発注することになるが、この件について町はどのように考えているのか。
 - ・財政難の中で、45億円もかけて橋上駅舎及び周辺整備事業をしなくても、斑鳩独自のどこにもない駅をもっと安い金額でリフォームし、必要とするバリアフリーのためのエレベーターを設置すればいいという町民のアイデアを聞き入れ、町財政に見合った事業に見直す気はあるのか。
- 3、ごみ減量化と収益を得られる資源ごみ回収について

- ・広報いかるが5月号に、古紙だけ町で回収をするような記事が掲載されていたが、3月議会で私が一般質問したときは、町は資源ごみ回収は出来ないとの答弁だったが、いつ誰と話し合い、このような結果となったのか。
- ・収益が得られる資源物（古新聞・古雑誌・段ボール・牛乳パック）等が可燃物ごみで処理されている現状であるが、ごみ減量化を確立するためにも、収益を得られる資源物ごみの回収を町で実施すれば、ごみの減量化にもなり、ごみ処理費も減少する。町民皆さんがごみ処理費の一部負担として買い求めているごみ袋代金3,300万円が有効に生かせていない。このことに対処するためにも町の資源物ごみ回収で収益を得るべきだと思うが、町の見解を問う。
- ・町指定のごみ袋作成費は年間いくらで、資源物ごみを集団回収している団体への助成金は年間いくらか。また、ごみ袋販売手数料は年間いくら支払っているのか。
- ・ビニールごみの処理は従来の埋め立て処分から、伊賀市の業者に10月から変更するというが、ビニールごみの中にトレーが混入されているのが現状である。これを機会にビニールごみの収集日にトレーはトレーとして、分別して集めたらごみ減量化とごみ処理費の削減になると思うが、町の見解を問う。

〔9〕 1番 嶋田議員

1、軽スポーツについて

- ・軽スポーツを児童、生徒に普及しては。

2、町長の6期目出馬について

- ・5期目までの総括。
- ・6期目への抱負。

〔10〕 13番 木澤議員

1、次世代育成支援行動計画について

今後、計画を実施していくにあたり、

- ・不妊治療・不育治療について。
- ・義務教育を卒業した青年の状況・実態等の把握について。

どういった認識をお持ちか、町の見解を問う。

2、青年の雇用問題について

・ならジョブカフェとの連携と町としての取り組みについて。

3、排水設備改造資金融資あっせん制度について

・制度利用が困難な状況がある問題について町の見解を問う。

4、多額な町負担を伴う事業について

・交通バリアフリーの基本構想について。

・今後の取り組みについて。

-

1、本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

-

(午前9時00分 開議)

○議長(中西和夫君) おはようございます。

ただいまの出席議員は15名で、定足数に達していますので、会議は成立いたします。

なお、森河議員から欠席の連絡を受けています。

これより本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は一般質問であります。あらかじめ定められた順序に従い質問をお受けいたします。

初めに、3番、飯高議員の一般質問をお受けいたします。3番、飯高議員。

○3番(飯高昭二君) 皆さん、おはようございます。

これより通告書に基づきまして一般質問をさせていただきます。

まず、1番目の痰吸引の拡大と充実についてであります。痰吸引を必要とされている家族にとって、少しでも家族の負担を緊急に軽減することが現在求められております。本来の痰吸引は医療行為であるため、医師や看護師、例外的に患者の家族にしか認められていませんが、しかし厚生労働省は、去る3月24日、痰の吸引が必要な在宅医療患者や重度障害者に対して、ホームヘルパーやボランティアなど家族以外の第三者にも吸引行為を一定の条件のもとで認める通知書を全国の都道府県知事に出したと聞いております。町として、痰吸引についての認識と今後の展開について伺っておきたいと思いません。

そこで、この点を踏まえて2点について伺いいたします。

まず1点目の痰吸引を行うための条件と現状についてであります。町としても一定の条件のもとで痰吸引を行われていると思っておりますが、対象者はどのような方で、またどのような方が痰吸引を行ってきたか、その現状をお伺いいたします。

○議長(中西和夫君) 中井住民生活部長。

○住民生活部長(中井克巳君) 質問者も言われておりますように、この痰吸引につきましては、医療行為となっております。これは、医師とか看護師が行える行為であります。例外的に家族に痰吸引、在宅における痰吸引というのは認めておるわけでございますけれども、今回、ホームヘルパー等の方々が痰吸引を行うということは認めておられなかったわけでございますけれども、平成15年7月に難病の筋萎縮性側索硬化症、いわゆるALSの患者の方に限って家族以外の方が行う痰吸引につきまして、一定の条件のもとでやむを得ない措置として認められております。しかし、この痰吸引を行うに際しましても、主治医とか看護職員によります吸引方法の指導を受けたり、これの処置等の

指導を受けるということになっております。また、患者の方から文書による同意とか、主治医等が定期的に吸引が適正に行われているかを確認する等といった、質問者も言われてますように、一定の条件のもとで実施可能とされてきております。

このようなことを受けまして、平成17年3月に厚生労働省の医制局長通達によりまして、筋萎縮性側索硬化症患者の方と同様に、それ以外の方につきましても痰吸引を行えるというような通知をもらっております。家族の負担を軽減する措置として対応がとられたわけでございます。

ただ、ALSの患者と同様にALS患者以外の方の痰吸引を行うに際しましても、同様の条件がございます。そういう条件のもとで在宅で痰吸引を行い、家族の方の介護負担の軽減が図られているというところでございます。

○議長（中西和夫君） 3番、飯高議員。

○3番（飯高昭二君） 今、答弁にございましたように、筋萎縮性側索硬化症という、ALSですね、に限っては一定の条件においてやむを得ない措置であるということから痰吸引というのが認められているということであります。しかし、また、ALS以外の、いわゆる痰吸引を必要とされる方においても、やはり同様に扱うべきじゃないかなと思うわけであります。そういったことから、ぜひ成就しますようお願いするわけでありますけれども、そこで次に2点目の、今後の痰吸引の取り組みについて、先ほど言われましたように、県からの通知書による家族以外の第三者、例えばホームヘルパー、ボランティアの方による痰吸引が可能とのことですが、町として通知後の経過と痰吸引を行う人の指導、育成、また周知についてのお考えをお伺いいたします。

○議長（中西和夫君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 先ほどもお答えをさせていただいておりますように、ALS患者以外の方で痰吸引を必要とされる方につきまして、家族の方が痰吸引を行ってこられたわけですが、その介護につきましては24時間体制でございます。この介護を行います家族の負担というものは、我々には到底計り知れないもので、とても大変なことであろうというように想像をいたしております。今回、家族以外の者の痰吸引が認められたことによりまして、この痰吸引を必要とします障害者のご家庭では、主治医等の指導を受けたホームヘルパーとか、そういう家族以外の第三者の方が痰吸引を行っているというようなこともあるというように聞いております。

また、この痰吸引を行います場所が、在宅だけではなくて、養護学校等も想定もされ

ております。医師や看護職員の指導を受けまして、吸引方法を習得した後、在宅療養患者や障害者・家族との文書によります同意が必要となるわけでございますけれども、ホームヘルパーとかボランティア等であっても痰吸引を行うということが可能になっております。

この痰吸引を行います条件となっております主治医等によります指導や定期的な確認についてでございますけれども、すべての医師等に周知を図っていく必要があると、このように考えております。町といたしましても、介護をされる家族の介護の軽減を図るためにも、県が主体となりまして、県医師会等を通して指導、確認の必要性についての啓発の徹底を要望をしているところでもございます。

また、人材の育成につきましては、ホームヘルパーを養成をいたします訪問介護員養成研修におきまして、そのカリキュラムの中に、痰吸引の取り扱い等も組み込むように要望をいたしているところでございます。ということで、県や関係機関の連携を図って、障害者のご家族の介護の軽減に努めてまいりたいと、このように考えているところでございます。

○議長（中西和夫君） 3番、飯高議員。

○3番（飯高昭二君） わかりました。県へその指導に対する要望をしていただいているということで、本当にありがとうございます。

今、お話の中で、家族との文書による同意があれば出来るということでもありますけれども、これによって吸引に対する家族の負担が大幅に軽減されていくということでもありますけれども、一番大事なポイントと申しますか、同意書というのが僕の手元にあるんですけども、どういったものかという、痰吸引を行う者の氏名、また住所が書かれてある。また、痰吸引をされる者の氏名が書いてある。私はあなたが痰吸引を実施することに同意いたしますと。また、代理人を立ててその氏名、捺印を押して書いてあるわけです。ただ単に、こういう信頼関係というのが必要であるんですけども、この同意書を見ますと、法的に拘束がない。また、責任の所在がはっきりしてないということもあるんですけども、痰吸引を行う者と、またされる者との当然、先ほども申しましたように、信頼関係の上に成り立つんですけども、やはりその中には、細部にわたっての取り交わしがまた必要になってくるんじゃないかなと。取り越し苦労になるかもしれませんが、このことについてまた今日から県へ調査、調べていただいて、正式というんですか、はっきりしたものに仕上げていただきたいと思います。これが一つの大きな窓口になっていく

ように思いますので、どうかよろしく願いいたします。

それと、この痰吸引を受ける対象者なんですけども、恐らく障害関係の方だと思うんですけども、例えば交通事故で意識障害の方、また筋ジストロフィーで在宅患者の方についても適用されるのかどうかということをお聞きいたします。

○議長（中西和夫君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） まず、1点目の痰吸引を行う時に、その吸引をされる方、そして行う者の双方においての同意書の関係でございますけれども、この関係につきましても、我々先ほどのご質問にもお答えをさせていただいておりますように、ALSにつきましても実施は既にされております。こういうことから、これにつきましても同意書が必要となってきております。どのような形での同意書になっているかということにつきましても、確認をする中で、今、質問者が言われております同意書につきましては、一応例という形で我々も提示を受けております。そのとおりになっておるわけでございますけれども、これがそのような形で同意書という形での正式なものになるのかどうかということも再度確認をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

それから、2点目のご質問でございますけれども、対象者につきましては、今、言われておりますような在宅の患者の方につきましては、当然対象になってくるというように考えております。

○議長（中西和夫君） 3番、飯高議員。

○3番（飯高昭二君） わかりました。今後、患者、家族に対してより負担が軽減されるよう、また県に対して積極的に資料の収集等お願いいたします。早期実現に向けての最善の努力をされるよう要望しておきます。

次に、2番目の質問に入りたいと思います。

子どもの居場所づくりの充実についてであります。文部科学省は2004年度から3カ年計画で、安全で安心出来る子どもの居場所づくりとして、地域子ども教室の設置を推進しております。この教室は、放課後や土日、祝日、夏休みなどの長期休暇に、学校の余裕教室や体育館、校庭のほか、町の公民館などを利用し、地域の小中学生が集まって宿題をしたり友達と遊んだりするスペースを設置する取り組みであります。地域の子どもたちが安心して遊べる居場所を確保すると共に、日ごろ経験出来ない貴重な体験が出来、これから成長する過程において大切なことではないかと考えます。

そこで、この点を踏まえて2点についてお伺いいたします。

1点目の子どもが遊べる環境づくりについて。子どもたちが伸び伸びと楽しく元気に遊ぶことが出来る環境をつくってあげることが、今後の子どもたちの成長につながり、また保護者の方にとっての願いでもあると考えます。町として、子どもが遊べる環境づくりについて、どのようにとらえ考えているかをお伺いいたします。

○議長（中西和夫君） 栗本教育長。

○栗本教育長 子どもの居場所づくりということで、子どもが安心して遊べる環境というのは斑鳩町でどのようにやっているのかというお尋ねでございます。

斑鳩町が実施しております子どもが安心して遊べる環境づくりということでございます。教育委員会におきましては、学校週5日制の実施に伴いまして、子どもたちに有効な余暇利用を図ってまいりますために、幾つかの事業を実施してまいりました。

まず、学校体育施設の開放事業でございますが、子どもたちがスポーツに親しんでもらえるように、毎週土曜日、身近なスポーツの拠点として、学校の体育館や運動場の施設の開放を行っているところでございます。また、中央体育館では、毎月第3日曜日を無料開放日といたしまして、家族の方々とスポーツに親しんでもらうために開放をいたしております。

ホリデイ学園を実施いたしております、多様な体験活動の機会が少なくなってきた子どもたちに、集団での役割分担を積極的に行えるように、自主性や協調性、あるいは社会性を育む場として実施をいたしております。その主な活動の内容でございますが、対象者は小学校4年生から6年生を対象といたしております。そして、活動の中身では、親子で田植えをしたり稲刈りをしたりという農業体験、あるいは老人クラブの方々を講師に招きまして、竹馬づくりなど昔遊びなどの体験をさせていただいております。また、夏休み期間中の野外活動センターでのキャンプといった事業を毎月1回程度土曜日に実施をいたしております。

次に、図書館の事業といたしまして、図書館の資料を活用いたしまして、手づくりのよさを理解してもらうよう、手づくり工作教室を奇数月の第4土曜日に実施をいたしております。また、おはなし会の開催では、子どもたちに絵本の読み聞かせを通じまして、幼児期から読書習慣を育てることを目的に、地元おはなしグループ等の協力を得ながら、読み聞かせや人形劇を行っているところでございます。

このほか、町が青少年健全育成活動の目的で助成している団体につきましては、町子

連では子ども夏祭り、あるいはわんぱく祭り、キャンプなど活発な活動をされておりまし、また、ボーイスカウト、ガールスカウト、あるいはスポーツ少年団等々がそれぞれの団体の中で、あるいは地域で積極的な事業の展開をいただいているところがございます。今後もこうした各団体の活動の支援を教育委員会としてもしてまいりたいというふうに考えているところがございます。

○議長（中西和夫君） 3番、飯高議員。

○3番（飯高昭二君） 今、ご答弁にありましたように、ホリデイ学園や町子連の活動については、何度か私も行かせていただきまして、積極的に子どもたちが楽しく活動されている様子というのを伺いました。子ども自身が、このことを通じて成長していく姿を感じるわけでありまして、今後も一層充実した取り組みを期待をしております。また、このように子どもにとっての安心、安全の活動の場というのを今後整備し、細かく細部にわたって拡大することにより、より多くの子どもたちが参加出来る環境づくりがこれからますます必要になってくるんじゃないかと思えます。

そこで、次の質問でありますけれども、子どもの居場所づくりについての見解ということで、先日町から発行されております、「子どもの居場所、みんなで作りませんか」ということで、地域子ども推進事業のご案内ということで、こういう冊子が出てるんですけども、この中にどういうことが書いてあるかといいますと、伸び伸びが足りない、人のきずなが足りない、こんな子どもたちのために安心して集え、生き生き出来る居場所をみんなで作りませんか。家庭も学校も一緒になって未来を担う子どもたちを育む、その機会や場をつくっていきましょうということで、こういった文章であります。昨今の子どもたちの状況を見ますと、やはり、ここに書いてありますように、逆に何か失われているというものがあるような感じがします。そういうことで、今回こういった居場所づくりということが推進されるようになったと思うんですけど、このことを踏まえて、この居場所づくりについての町の見解をお伺いしたいと思えます。

○議長（中西和夫君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） この居場所づくりの事業につきましては、もう質問者もご承知いただいていると思えますが、近年の子どもたちの悲惨な事件、事故等を踏まえまして、子どもたちの普段の居場所をどう確保していくのかということで、文部科学省が実施されているところがございます。

このプランにつきましては、今もおっしゃっていただいておりますように、平成16

年度から3カ年計画で子どもたちの居場所を用意する地域子ども教室の推進、それが主な事業で実施されているところがございます。心豊かでたくましい子どもを社会全体で育むために、小中学校を対象に安全、安心な子どもたちの活動拠点を設けまして、地域の大人を指導者として配置し、スポーツや文化活動などの体験活動や地域住民との交流活動を支援するものがございます。

この地域子ども教室を開設するにつきます事務手続でございますが、この実施予定地が含まれます市町村域で実行委員会を組織いたします。また、その市町村の都道府県域では運営協議会という協議会を設置いたしまして、それぞれの実施する地域から市町村の実行委員会、あるいは県の運営協議会の審査を得て国の方に申請をするわけがございます。この申請の事業の趣旨を踏まえまして、地域に定着する十分な可能性があるかと判断された場合に、文部科学省が事業の委託を決定されるという手続になってございます。

地域子ども教室は、社会全体で子どもたちを見守り育てていくという趣旨を踏まえまして、地域の皆さんの協力を得ながら、子どもたちが異なる年齢の友達や、あるいは大人たちと交流したり、各地域の特色を生かして体験活動をするなど様々な活動が対象となっております。子どもたちが放課後などに学年と違う子と自由に遊んだり、あるいは大人と子どもが一緒になって昔ながらの遊びをしたり、スポーツに取り組んだりといったことで、家庭、地域、学校等が一体となって、地域の大人たちの力を結集して子どもたちを育む環境づくりが進められることを目的とされているところがございます。

16年度の全国の地域子ども教室推進事業による子どもの居場所の実施状況でございますが、1,461の市町村におきまして、5,364カ所で開催されております。奈良県では、10市町村で67カ所で開催されております。

この事業に対します支援は平成18年度で終了いたしますが、それ以後につきましても、地域に定着化したものにならないことから、地域主導での地域ぐるみでの積極的な参加が必要となるところがございます。したがって、この事業の趣旨に賛同して、やってやろうという地域がございましたら、町としても支援してまいりたいというふうに考えているところがございます。当面、現在教育委員会が実施しておりますそれぞれの事業、先ほども申し上げましたホリデイ学園等の内容の充実、また公民館教室におきましても、子どもを対象とした教室を開設していくと。あるいは土日曜日の学校休業日に設置するなど、事業の充実を図ってまいりたいというふうに考えており

ます。本年度の公民館教室の将棋教室には、小学校の6年生の子ども2名が参加して、やっぱりそうした大人と一緒に交流するということが徐々にふえてきているというふうに思っております。そうしたことから、現在やっている公民館事業、あるいは体育館でやっておりますスポーツ事業等々にも積極的に子どもたちが参加出来るような状況を教育委員会としても取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○議長（中西和夫君） 3番、飯高議員。

○3番（飯高昭二君） 今、ご答弁にありましたように、事務手続実行委員会、また協議会を経て、色々と手続を経てこういった事業をなされるということでもあります。また、指導者に対してもかなり難しい面があるようには思いますけれども、今後子どもの居場所づくりについては、PTAの方、また町子連の方に呼びかけていただいて、さらにまた研究、検討をしていただいて、子どもたちにとってすくすく成長出来る環境の整備を拡大出来るように努めていっていただきたいことを要望しておきます。

次に、3番目の質問に入ります。

地方行財政改革の取り組みについての提案についてであります。2004年度の地方財政計画では、交付税総額と交付税削減額の対象として認める赤字地方債が合計で、2003年度に比べて12%減、2兆9,000億円削減されました。三位一体改革は、17年度、18年度と続いていく中で、今後多くの自治体ではさらなる深刻な財政不足に直面していくことが予測されます。当町も財政健全化に向け、新たに財政健全化検討住民会議を設置し、地方分権や住民ニーズの多様化、高度化に対応するため、行財政改革のなお一層の取り組みの推進を図り、住民サービスの低下を防いでいくためにも、行財政運営全般にわたる改革が必然であると考えます。

そこで、私の方から主に3点について、各3項目の提案とその見解についてお伺いいたします。

まず、1点目の組織、機構の見直しについて、3項目について伺います。

1項目めは、組織、機構の簡素化、効率化であります。業務の再配分、また小規模組織の統合、管理職ポストの縮減等が考えられますが、町の見解についてお伺いいたします。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 組織、機構の見直しについてという中で、いわゆる組織、機構の簡素化、効率化の町の見解についてお尋ねでございます。

少子高齢化や情報化、国際化の進展、さらには環境問題や自然保護に対する関心の高まりなど、様々な社会経済情勢の変化は、数多くの課題を行政に大きく投げかけております。また、複雑、多様化する住民ニーズは、あらゆる分野にわたって高まってきており、それらに的確に対応する行政サービスの提供が一層求められてきております。

こうしたことから、従来型の発想、組織体制にとらわれず、柔軟性、迅速性、効率性を視点とし、職員がその持てる力を如何なく発揮出来、新たな時代を切り開いていけるような組織体制を実現しなければならないと考えております。

その取り組みといたしましては、ご提案をいただいております小規模組織の統合や業務の再配分、また事務処理や意思決定の迅速化を図るための組織のフラット化やグループ化などを視野に入れた組織の再編を検討してまいりたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 3番、飯高議員。

○3番（飯高昭二君） 行政サービスの提供については、慎重にまた検討していただきたいと思います。また、今、申されました、職員が持てる力を発揮するとのことでありますけれども、組織は一口で言えば人で決まってきます。また、さらなる人材の育成と、また適材適所をよく見極めた上で再編していただくよう要望しておきます。

次に、2項目め、人事管理の見直しですが、職員の削減、嘱託職員、臨時職員の段階的な削減、報酬、賃金の適正化等が考えられますが、いかがでしょうか。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 人事管理の見直しについてでございますが、行財政改革の推進を行っていくには、簡素で効率的な行政体制づくりが必要でありまして、そのためには定員管理の一層の適正化を図ることが求められているところでございます。

本庁におきましては、計画的な定員管理の推進を図るため、平成9年度から平成13年度までの5年間の第1次定員適正化計画を策定し、定員適正化を推進すると共に、第2次定員適正化計画を、平成15年度から平成19年度の5年間についても目標を掲げ取り組んでいるところでございます。

定員管理目標につきましては、事務事業の見直し、組織機構の見直しを検討していく中で、一般行政部門においては、退職者補充の抑制による必要最小限の採用等による補充の抑制を図り、現業部門におきましては、退職者の補充は行わないことを原則としております。

一般行政部門の退職者は、平成15年から平成19年の5年間で15名を予定してお

りまして、補充については7名を計画いたしており、差し引き8名の減員を予定しているところでございます。また、現業部門につきましては、5年間で10名の退職者が予定されているため、全体で18名の減員を目標数値といたしております。

現在の進捗状況でございますが、概ねこの計画の目標数値を達成していると考えております。

また、臨時職員の雇用者でございますが、最小必要限度の雇用に努めておりまして、平成17年4月1日現在では、臨時保育士・給食調理員で23人、学童保育指導員で12人、学校給食調理員や小中学校講師等で23人、いきいきの里や老人憩いの家で8人、発掘調査員、公民館職員や図書館職員で12人、徴収嘱託員で2人、育児休業者や病気休暇の職員の代替で1人などでありまして、延べ110人の雇用となっております。

また、賃金の適正化につきましては、一般職の給料の改正に準じまして、臨時職員の賃金、勤勉手当の支給率の見直しも行い、改定をしているところでございます。

○議長（中西和夫君） 3番、飯高議員。

○3番（飯高昭二君） 職員の削減については慎重にお願いしたいわけでありまして、今言われましたように、計画的に行われておる。ただ単にやみくもに行うことなく、適正に慎重に行われるように要望しておきます。

次に、3項目めでありまして、委員会や審議会の見直しについて、委員報酬、委員構成、選考方法、委員数等の見直し等が考えられますが、いかがでしょうか。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 委員会、審議会の見直しについてのご質問でございますが、これまでは、特別職の報酬審議会において答申をいただき、町長、助役、収入役の給料月額及び議会議員の報酬月額の改定を行い、その答申に準じまして委員会、審議会等の委員報酬額の改定を行ってまいったところでございます。しかしながら、本町は単独町制を進めていくこととなっておることから、本町財政の健全化を図るための財政健全化検討住民会議でも提案を申し上げて、十分ご審議をいただく中で報酬額の改定も行ってまいりたいと考えておるところでございます。

次に、委員構成、選考方法、委員数の見直し等についてでございますが、行政の円滑な推進を図ることの一助といたしまして、その目的に応じ審議会、協議会等を設置しておりますが、これらの委員構成等につきましては、高度な専門知識を有する学識経験者や女性委員の積極的な登用、各関係機関・団体からの登用、また一般公募による委員の

登用など、住民の一部の層に偏ることのないよう、より幅広い委員の選出に努めるため、平成12年度に委員選出基準の見直しを行い、委員数の見直し、委員会・審議会等の統廃合、女性委員の登用、これは30%を目標でございます、充て職人事の改善、積極的な委員からの発言を期待するため、委員選出基準について一定のルールを定めるなど、それぞれの設置目的に沿ったより効果的な協議会、審議会の運営を目指していっているところでございます。

今後、委員の選出に当たりましては、まずは町政運営の公平の確保と透明性の向上を図ることも肝要と考えておるところでございます、必要に応じて委員の選出についての見直しも行ってまいらなければならないと考えておるところでございます。

○議長（中西和夫君） 3番、飯高議員。

○3番（飯高昭二君） 委員会や審議会での構成、選考については特に慎重にお願いしたいということと、特にまた女性委員の登用については、やはり女性特有の目線で、色々な面で考えがございますから、それもよく考えていただいて、公平に検討していただくよう要望しておきます。

次に、2点目の事務事業の見直しについて3項目についてお伺いいたします。

まず、1項目めでありますけれども、事務事業の整理統合であります。既存の事務事業の総点検、また民間委託の推進等が考えられますが、町の見解についてお伺いいたします。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 事務事業の整理統合についての町の見解についてのお尋ねでございます。

限られた財源の中で、増大いたします行政需要に対し、積極的、効果的な施策の展開を図っていくためには、今まで以上に事務事業の構築が当然のことながら必要となつてまいります。こうしたことから、内部努力によりコストの削減を図ると共に、費用対効果や行政の責任範囲の再検討、公平性に配慮して事務事業を見直し、事業の選択と重点化を行ってまいりたいと考えております。

また、行政のより一層のスリム化の観点から、住民の意向を十分に配慮した上で、可能な限り民間活力のさらなる導入も図ってまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（中西和夫君） 3番、飯高議員。

○3番（飯高昭二君） 今、言われました民間の活力の導入ということでもありますけれども、

これもやはり費用対効果というのがございますし、またよくその中で比較検討をしていただいて、十分その上で実行に移していただきたいと思います。

次に、2項目め、行政サービスの活用ということであります。インターネットを活用した行政情報の提供についての検討等が考えられますが、いかがでしょうか。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 行政サービスの活用等についての町の見解のお尋ねでございますが、近年、インターネットの利用率が7割弱まで上昇し、一般の住民にとってより身近なものとなり、また、ADSLや光ファイバー回線等の大容量の高速通信が飛躍的に普及してまいりました。行政サービスにつきましても、ご指摘のとおり、その機能を十分に活用した便利な新しい情報提供サービスが求められているところでございます。

本町では、現在、町のホームページによりまして、各種行政サービスの案内、申請書のダウンロードサービスを提供しており、また、Eメールによる各種問い合わせにも応じ、軽微な申請等はEメールによりまして受け付けも実施しているところでございます。

今後も、IT化による住民サービスの向上、行政事務の効率化・高度化、高齢者や障害者の情報格差の是正などを図るための基本指針となります地域情報化計画の策定作業も進め、それらの取り組みの早期実現を目指してまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（中西和夫君） 3番、飯高議員。

○3番（飯高昭二君） 地域の情報をわかりやすく迅速に、また多くの方に提供出来る環境づくりというのは最も大事なことであります。今後も努力していただきたいと思えます。

今、インターネットの利用率が7割になっているということで、以前からのその伸び率といいますか、最初はどうであったか、またEメールの受け付け、その内容について若干お聞きしたいと思います。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） インターネットでの利用率でございます。これは6歳以上でございますけれども、平成10年3月31日の時点におきましては約10%程度でございますけれども、平成16年の3月末では67.8%ということで上昇しておるところでございます。

それと、Eメールの関係の実績でございますけれども、軽微な申請等の受け付けをい

たしておりました、例えば法隆寺世界遺産10周年記念事業、これは平成15年でございますが、この参加の申し込み、3町交流事業の住民交流の参加の申し込み、審議会での公募委員の申し込み、これは行政改革推進委員会、男女共同参画推進委員会、財政健全化検討住民会議の申し込みでございますが、そういったものについての利用をいただいているところでございます。

○議長（中西和夫君） 3番、飯高議員。

○3番（飯高昭二君） わかりました。

次に、3項目めでありませうけれども、広域行政の見直しということで、広域的な機能の分担、またネットワーク化などの検討、また各関係との対応等が考えられますが、いかがでしょうか。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 広域行政の見直しについてのご質問でございますが、生駒郡4町と北葛城郡3町の7町では、広域行政を推進するため、昭和36年の地方自治法第252条の2の改定に基づきまして、昭和45年10月、王寺周辺広域市町村圏協議会を設置しているところでございます。この協議会を母体として7町の一部事務を共同処理するため、老人福祉施設三室園組合、王寺周辺広域休日応急診療施設組合、西和衛生試験センター組合、西和消防組合をそれぞれ組織、各分野において広域的に行政課題に対応しているところでございます。

ネットワーク化による広域化につきましては、今年度当町では、奈良県内の市町村及び公共機関を高速で大容量の情報通信網で結ぶ「大和路情報ハイウェイ」への接続を予定しております、この情報通信基盤を活用して、様々な業務の広域連携・協力をより一層進めることが出来ると考えております。

実際に、住民の皆様が家にいながらインターネットを通じて、市町村への申請・届出の受付及び施設予約等が出来る汎用受付システムを、県及び県内市町村共同で協議会を組織いたしまして、その開発、運営を今年度から手がけているところでございます。

今後も、事務事業の見直しを進めていく中で、効果的、効率的な事業実施の観点で、広域的な対応が望ましいものにつきましては、市町村間の事務委託及び機関の共同設置等を十分検討してまいりたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 3番、飯高議員。

○3番（飯高昭二君） 今後も、広域7町の連携は、お互いの自治体の効果を図る上で有

効となりますので、積極的に協力体制のもとでやっていただきたいと思います。

次に、3点目めの財政の見直しについて、3項目についてお伺いたします。

1項目め、財政の健全化では、中長期的に財政収支見通しに基づき、歳出を歳入に見合った規模に抑制、また使用料・手数料の受益者負担の適正化が考えられますが、いかがでしょうか。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 財政健全化についてのご質問でございますが、人口の減少や少子高齢化、国の財政制度の改革などによりまして、地方税や地方交付税などの歳入が減少すると予測されるなど、本町を取り巻く環境は大変厳しい状況が続くものと認識いたしておるところでございます。

そうしたことから、まず、歳入と歳出のバランスのとれた財政構造を堅持していくことが肝要でございます。そのために、財政健全化にこれまで以上の努力を重ね、弾力的で安定した財政基盤の確立を図っていかねばなりません。

また、使用料や手数料の見直しにつきましては、単に財政状況に振り回されるものでなく、その見直しに当たりましては、住民間の公平の確保と住民サービスの全体としての向上を目的としたものでなければならぬと考えております。

使用料・手数料は、住民生活の全般にわたりまして深くかかわっているものが多く、常に住民の皆様との理解と協力が得られるよう、定期的な見直しを行っていく中で、効率的な施設の管理運営や事務の効率化等コスト削減の努力を続けながら、より一層の適正化を図ってまいりたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 3番、飯高議員。

○3番（飯高昭二君） 今、言われました使用料・手数料についての見直しについては、近隣の状況と、その時の環境、状況といたしますか、考慮しながら、今、言われた住民の皆さんに理解と協力を得られるようお願いいたします。

次に、2項目め、補助金等の整合性の合理化であります。補助金の総点検と廃止、縮小化の検討についていかがでしょうか。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 補助金等の整合性の合理化についてのご質問でございます。

補助金の交付につきましては、行政全般にわたり補完的な役割、あるいは住民活動の活性化を通じて町政の発展に寄与しており、町の施策を展開する中で、長い間重要な役

割を担ってまいっております。しかしながら、補助の長期化による既得権化や交付団体の自立の阻害などの弊害が見受けられていることも事実でございます。

そうしたことから、補助金の見直しに当たりましては、単に縮減、廃止ということではなく、住民と行政の協働を前提に行っていくことが大切でございまして、住民意識の高揚と行政の意識改革の中で、公平性・透明性・公益性が確保され、住民の利益に役立つような活動を支援する新たな枠組みで見直しをしてまいりたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 3番、飯高議員。

○3番（飯高昭二君） 補助金の見直しについては、本当に難しい問題ではあると思いますが、やはり住民の方と行政の信頼を損ねないように、よく検討をしていただきたいと思います。

次に、3項目め、公共施設の適正配置と効率的運営についてであります。各施設についての利用状況等勘案して、施設の効率化を目指すことが必要と思われませんが、このことについての見解をお伺いいたします。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 公共施設の適正配置と効率的な運営についてのご質問でございます。

行政が住民に提供する公共サービスでありましても、その提供主体がすべて行政である必要はなく、逆に民間の専門的知識やノウハウを活用することにより、経済性・効率性に優れ、サービスの質が維持出来るものがございます。

そうしたことから、公共施設の適正配置につきましては、社会経済情勢の変化を見極めつつ、住民の皆様の意向も確認しながら対応していかなければならないものと考えております。

また、施設の管理・運営に当たりましては、多様化する住民ニーズに、より効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理に民間能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図ると共に、経費の節減等も図ってまいりたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 3番、飯高議員。

○3番（飯高昭二君） 施設、また管理運営については、民間の能力を生かすということは大事であります。と同時に、サービスの低下にならないように民間との協議をしっかりとさせていただいて、適正な運営が出来るようにお願いしておきます。

以上が、地方財政改革の取り組みについての私なりの提案であります。提案に対し

て答弁をしていただいたのでありますが、町としてこのほかに取り組みがあれば教えていただきたいと思っております。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） ただいま議員の方から、組織機構の見直しについて、事務事業の見直しについて、また財政の見直しについての中で様々な取り組みについてのご提案を賜りましたが、本町といたしましても、財政健全化を図っていくためには、住民と行政の協働を進めていかなければならないと考えております。住民主体のまちづくり活動の促進を図るため、活動環境、活動機会等の充実について、住民と行政の協働のあり方、活動支援のあり方について検討してまいりたいと考えております。

また、行政本体の改革だけを進めていくだけではなく、本町が出資いたしております団体の経営健全化も図っていかなければならないと考えております。そうしたことから、斑鳩町土地開発公社の健全化を進めてまいりますと共に、斑鳩町文化振興財団の効率的な運営も図ってまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（中西和夫君） 3番、飯高議員。

○3番（飯高昭二君） 確かに、財政健全化を進めていく上において、大きなポイントとなるのは、住民と行政の一体となっていく取り組みが必要であるということになるわけでありすけども、今後、財政健全化検討住民会議で、委員の方々から活発な、また具体的な多数のご意見、ご提案がされると思っておりますが、斑鳩町の財政健全化に向け最善の方向づけが出来るよう期待し、以上で私の一般質問を終了させていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 以上で、3番、飯高議員の一般質問は終わりました。

続いて、11番、三木議員の一般質問をお受けいたします。11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） 議長のお許しを得ましたので、これより6月度の一般質問を通告書に基づいて質問いたします。また、横に立って話すこともお許しをいただきたいと思っております。

今回の質問事項は3点です。

まず初めに、広域7町でつくる組合についてお伺いいたします。

去る5月29日、中和広域消防組合の消防長と消防署長が、採用試験の点数を改ざんしたことで逮捕されております。中和広域消防組合で起きたことが、西和消防署でもあるとは考えておりませんが、私ども7町においても、広域施設4カ所があるわけで

すから、この組合の管理体制についてお聞きしたいと思います。

中和消防組合においては、1次試験の点数を改ざんしたとのことで、調査委員会を設置して調べるとのことですが、管理者の長である御所市前川市長さんは、新聞報道で初めて知ったとのこと。管理者の目の届かない点についてが今回の問題であると思い、質問に至りました。

お尋ねします。中和広域消防組合の職員採用試験での点数改ざんについて、なぜ表面化したと思われますか。また、その後の状況を把握しておりますか、お尋ねします。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 中和広域消防組合の職員採用試験での点数改ざんについてでございますが、なぜ表面化したのかというご質問でございます。現在、警察におきまして、事件の全容解明に向けた捜査が行われている状況でございます。その原因につきましては、詳しく承知をしていないところでございます。

ただ、報道機関等による情報によりますと、県警に不正採用が行われているとの情報が寄せられ、その情報により捜査が行われ、今回の事件発覚につながったものであると報道されているところでございます。その後の状況につきましては、逮捕されました2人の容疑者が取り調べの結果、職員採用試験に際し、特定の受験者の点数を水増ししたり、別の受験者の点数を低くするなど、受験者の得点改ざんを行ったとのことであり、両容疑者は、その事実を認めているとの報道がされているところでございます。

また、中和広域消防組合としての今後の再発防止策といたしましては、受験者の合否を判定するまでの手続について、一定のチェック機能を設ける方針も決定され、現在そのチェック機能の方法が検討されていることで、今日の奈良新聞にもそういった内容の報道もされているところでございます。

○議長（中西和夫君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） 今の内容については、新聞等で私も知るところでございます。

ちょっと細かい点についてのご質問をさせていただきます。7町の広域施設組合のそれぞれの分担金の合計額を教えてください。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 7町の広域におきます一部事務組合のそれぞれの分担金の合計額ということでございますが、7町の合計額で申し上げますと、老人福祉施設三室園組合分担金では2億140万円、王寺周辺広域休日応急診療施設組合分担金では8,4

20万7,000円、西和衛生試験センター組合分担金では9,313万5,000円、西和消防組合分担金では15億8,761万8,000円となっております。7町全体の分担金の総合計額につきましては19億6,636万円で、そのうち斑鳩町の分担金につきましては3億6,140万9,000円となっておりますのでございます。

○議長（中西和夫君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） 今の分担金につきましても、7町では19億6,636万円ということですが、斑鳩町においても3億6,140万9,000円。これだけの分担金を抱えているわけです。そういう意味合いで、それぞれの分担金の算定根拠、算定基準、これはどうなっておりますか。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） それぞれ一部事務組合の分担金の算定根拠でございますが、老人福祉施設三室園組合の分担金、王寺周辺広域休日応急診療施設組合の分担金、西和衛生試験センター組合分担金につきましては、均等割が20%、人口割が50%、財政割が30%となっております。また、西和消防組合の分担金につきましては、消防費の基準財政需要額をもとに7町で按分しております。

なお、基準財政需要額につきましては、地方団体におきます必要な一般財源としての財政需要額を示すものでございまして、各地方団体の財政需要を合理的に測定するため、地方交付税法の規定によりまして算定した額でございます。

○議長（中西和夫君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） 今の回答ですと、均等割、人口割と、あと財政割、財政割はちょっと計算方法等にもよりますが、人口割につきましては、やはり斑鳩町が一番多い人口を占めておるわけです。ということはその分担金も多いということになるわけです。そういうことをかんがみまして、消防署の直接原因の件についてお尋ねいたします。

職員採用に当たっては、どのような手順で消防署は行っておりますか。また、採用する場合、組合議員がかかわるところはありますか、例えば面接等で。いかがですか。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） ただいま、西和消防組合におきます職員採用の手順等についてのご質問ということでございますが、西和消防組合におきます職員採用につきましては、平成14年度に6名を採用されて後につきましては、採用は行っておられません。当時の手順で申し上げますと、職員の採用に際しましては、消防長、消防次長をはじめ

といたします試験委員会が設けられ、職員採用試験の周知がマスコミ等を通じて行われ、一次試験といたしまして、教養試験、作文、適性検査が実施され、その合格者に対しまして、二次試験といたしまして、面接、体力測定が実施され、試験委員会での判定を得て合否の決定をされることとなっております。

このようなことから、西和消防組合におきます職員採用試験に関しましては、執行機関が実施されていることから、組合議員がこれにかかわるといことはございませんので、そういったことでなっております。

○議長（中西和夫君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） 今回の場合は一次試験の教養試験、ここのところで改ざんされたんであろうと思われるわけですが、今、最後にお話になりました組合議員がかかわることはないということなんで、組合議員がかかわらないということにおいて、チェックがなかなか直接出来ないというところが問題あるんじゃないかなと思っております。この後もちょっとその件についてお尋ねしますが、このチェック体制というところが大事じゃないかというふうに私は思われます。

それでは、次に、当町の管理町でございます休日診療施設の監査委員の件でございますが、組合議員組織をつくっておるわけですが、各町2人ずつ14名で構成されており、所在地のある組合の長は町長で、斑鳩町の場合は休日応急施設となるわけで、その場合町長がその管理者となっているわけです。副組合長は助役で、議会では議長となり、議員2名となっているわけですが、収入役は管理町収入役となっております。お尋ねいたしますが、休日診療施設の監査役2名ですが、現在どなたとどなたになっておりますか。

○議長（中西和夫君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 三室休日応急診療施設組合の監査委員の関係でご質問でございますけれども、お1人は 巳忠次委員、そしてこれは斑鳩町の代表監査委員でもございます。議会の方で山田勝男委員で、これは三郷町の議会議長さんがしていただいているというような状況でございます。

○議長（中西和夫君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） 管理町ですので、地元の監査役が1人、それから他町の、今回ですと三郷町の議長が監査役になる、他町から監査役というふうな形になっているというふうに認識いたしました。

それでは、西和消防組合においては、条例定数、消防員の方々ですが、今、条例定数 179名のところ、165名でマイナス14名となっております。平成13年度6名採用しただけで、過去3年間は採用しておりません。採用したいが、予算の関係とか、平成22年に向けてデジタル化を進めていくので抑えているとのことですが、この職員採用についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 西和消防組合におきます職員採用についてのご質問でございますが、質問者が言われますとおり、条例定数179名に対し、実人員165名となっております。条例定数を14名下回っているところでございます。

このことに関しましては、西和消防組合におきまして、消防本部での救急課の警防課への統合や課人員の減員、消防署における分署長の廃止と分署勤務員の減員、救急隊とポンプ隊の統合等により、効率的な運営に努められている結果であると考えております。

職員の採用につきましては、平成22年度の消防無線のデジタル化や平成23年度以降の大量退職者、これは平成23年度から平成32年度までの10年間で79名の予定がございしますが、その大量退職者が控えていますことから、これらの消防吏員が退職する際には、退職手当に係る特別負担金が必要となり、一時的に財政負担を強いられること、また人事管理面においても、段階的、計画的に採用を行うことにより、偏らない年齢層による吏員の確保が図られるものでありまして、また、消防業務の高度化等の様々な消防需要への的確な対応をするための消防力の体制強化を図っていくことも必要なことから、今後、職員の採用につきましては、総合的、長期的な展望に立ち、計画的に行われていくものと考えております。

○議長（中西和夫君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） 西和消防署におきましては、10年間で79名退職者が出るということで、総合的、長期的な展望に立ち今後採用を進めていくということでございますが、西和消防におきましては、今でも人員は採用したい、すぐにでも欲しいという状況であるけど、予算をかんがみ、単独町制でいくという部分において、厳しい財政ということを考えの上出来るだけ抑えていくということで、そういう意味ではかなり抑えた形でやっておられるように聞いております。

西和消防においては、3年間も採ってなくと、今後10年間で79名の退職者、それを徐々に退職者が出たら入れていくというようなことで対応していくというふうなこと

でございますが、そういうことは、西和消防署においては非常に堅実に考えてやっているということが聞いた上では見えるわけですが、それに反してというところちょっと失礼ですが、中和消防組合では、現在13名採用予定のところ、最終的に、改ざん等ということもあったかと思われそうですが、23名採用しているわけです。西和消防署の職員採用の考え方と、中和消防組合の大量採用というところについてはかなりの差があって、ちょっと不自然に感じるわけです。その辺について何か情報は入っておりますか。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 今回の中和広域消防組合の職員採用の経緯に関しましては、何か情報は入っていないかのご質問でございますが、この関係につきましては、新聞等により報道されている内容であります。当初13人程度の採用予定でありましたが、採用試験前の秋ごろに、中和消防組合の組織力の強化を図るため、退職者やこれまでの不足分の補充として20名程度の採用が必要であると判断され、その結果23名の採用となったという報道内容については承知しているところでございます。

○議長（中西和夫君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） 今のお答えによりますと、各組合ですね、特に消防につきましても、それぞれの事情があるというふうには認識しております。中和においては、やはりどうしても近々に必要なんだと、西和においては10年間徐々に採用していくんだという、各々のその場その場のお考えがあるということなので、これも、中和は中和のお考えがあるというふうに判断しておきます。

次でございますが、4組合の1つであります三室園組合の養護老人ホームの運営についてお尋ねいたします。

三室園組合について、予算はここ数年3%ずつ減らしており、去年は特養の起債が終わったため7%減としているところです。

養護老人ホームの定員は、100名のところ現在85名で、マイナス15名となっております。なぜ少ないのかと聞きますと、1部屋に2名ずつのため、入所希望者が見学までは来るが、2名部屋のため断ってくるそうです。最初見に来るんですが、どうしても入りたいということで見に来るんですが、現場を見て、2人部屋になっているということで、2～3日して電話でお断りになってくるというケースが多いそうです。近年はほとんど個室ということになってますので、やはりそういうところを希望される入所者が多いんじゃないかというふうに想像したわけですが、個室になっていくという現状ですね、

この件に関して、三室園において何か情報入っておりますか。

○議長（中西和夫君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 2人部屋を個室にするといったような情報につきましては、我々のところにはまだ入ってきておらないというようなところがございます。

ただ、質問者も言われてますように、現在三室園の定員につきましては15人の不足ということでございます。このようなことで空き部屋というのもあるわけでございますので、その解消のためには、三室園におきましても色々検討をされて努力されている、このように聞いております。

ただ、現在国におきまして介護保険制度の見直しがされているところでございます。この中で、養護老人ホームの入所者につきましても、介護保険サービスの利用を可能とするために、老人福祉法の一部改正というものが審議をされているというようにも聞いております。

このようなことから、当該施設が介護保険サービスが利用出来る施設となっていくには、1つとして、外部の介護サービスを利用する措置施設、1つとして、内部で保険適用の介護サービスを提供するケアハウス、1つとして、外部の介護サービス利用とケアハウスを併設した施設といったような施設への変更が考えられるのではないかと、介護保険サービスが利用出来る施設になるにはそういうところが考えられるのではないかと、このように思っております。

しかし、現段階では、これらにつきまして国から詳細にわたっての情報というものが入ってきておりませんので、今後三室園組合におきまして種々調査研究をされていくのではないかと、このように思っております。

○議長（中西和夫君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） 町としましてまだ情報が入ってないということでございます。

平成18年4月から法改正等もありまして、やはり2人部屋の場合は個室にという指導は来るであろうということは当然想像出来るわけです。そうした場合、やはり三室園組合においても、今、100のところは85ということで、マイナス15という空き部屋が出ているということですね。今、やはり入りたいという人もたくさんいるわけですね。けれども、施設がそういう施設のために遠慮していくということになっているわけです。来年度から、こういうことで、情報も入ってき、実際にまた今言った3つのケースの中で考えていかなきゃならないことが起こってくると思われまますので、その節は、ぜひ町

といたしましても、当然7町で考えていかなきゃならないことですが、斑鳩町としても積極的にこの件についても相談に乗っていただき、前へ進めていただきますようお願いしておきます。

次にですが、広域4組合の公の組織で各町の税金で運営しているわけですから、今後採用する場合、中和消防組合も再発防止策として内部規定を新たに策定することです。斑鳩町として、組合内部に積極的に提言していく考えはございますか。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 各一部事務組合の職員採用に関しましては、斑鳩町として、各一部事務組合に対しまして積極的に提言をしていく考えはありますかとのご質問でございますが、これまで各一部事務組合の職員採用に当たりましては、それぞれの一部事務組合におきまして、試験委員会を設置する等、適切な対応をしてきていただいているものと承知いたしているところでございます。

なお、今後におきましても、各一部事務組合におきましては、中和広域消防組合の一件も教訓とされ、チェック機能の再点検など執行体制について適切に対応をしていただけるものと考えております。

○議長（中西和夫君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） 広域一部組合において、消防だけではなく全組合員に対しましても、今後内部規定の策定等お考えいただき、チェック機能など執行体制もきちっとしていただいてご指導いただきたいというふうに思っております。

ただ、私は今回この質問を取り上げるに当たって、中和がああいうことが起こったからではではないということではないということを冒頭申し上げましたけれども、私もこの4組合におきまして私なりに勉強させていただきました。非常に組合員の方々一生懸命やっておられる。予算においても、本当に切り詰めてやっておられます。そういう意味では、私どもの西和のこの組合においては、そういうようなことは絶対に起こらないものだと思っておりますが、ただ今回の採用試験の改ざんという問題だけではなく、色々な形で何が起こるかわからないわけで、そういう意味合いにおいて、やはりチェック機能は必要であろうと思います。組合員の方々に、今回のこの質問に当たって、一生懸命やられていることについては、敬意を表し、感謝しているところでございます。

それでは、次の質問に入らせていただきます。

介護保険の制度改正についてでございます。介護保険の制度が平成18年4月から改

正になりますが、その中で今回、新予防給付対象者の件で質問をさせていただきます。

要支援、要介護1の利用者の中で、平成18年4月以降に新予防給付対象者の認定を受けた場合、総合的な介護予防サービスが適用され、家事援助サービスは原則禁止となります。利用者、行政側にとっても不安はあり、また課題もあるので、行政側の今後の対応と見解をお伺いいたします。

○議長（中西和夫君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） この中で、行政側にとって不安があると申されているところでもございますけれども、確かに、今、どういう状態で要支援、要介護1の中で新しく制度改正になって、予防給付の方に移行になった場合に、どういう形でというようなところまでの、詳細にわたっての国からの情報提供も今のところないような状況の中で、我々としてはどのような取り組みがしていけるのかということについても、確かに不安な点を持っているというのは現状ではございます。

○議長（中西和夫君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） じゃ具体的にご質問させていただきます。介護認定者数と直近の状況を聞かせていただきたいと思います。

○議長（中西和夫君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） まず、認定者数の直近の状況ということではございますけれども、17年の4月末現在でお答えをさせていただきます。まず、要支援の方で175人、要介護1の方で308人、要介護2の方が126人、要介護3の方が126人、要介護4の方が108人、要介護5の方が81人ということで、合計924人の方が認定を受けておられる状況でございます。

○議長（中西和夫君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） これらの数字は委員会等でも聞かしていただいているんですが、それでは、現在、要支援、要介護1の人のうち、どれくらいの人が、この新しいメニュー、新予防給付対象者に移行すると見ておりますか。また、町は具体的に個人の心身の状況をもとにシミュレーションをして人数を把握しておられますか、お聞かせください。

○議長（中西和夫君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 個々の認定者の心身の状況によりまして新予防給付に移行する方の人数を把握しているかということでございますけれども、この件につきましては、現時点では国から具体的に、心身の状況から介護給付か予防給付であるかという

その分ける基準というものが示されておらないというような状況でございますので、現段階では把握出来ておらないということでご理解をいただきまして、国の方から、要支援の方全員と要介護1の方のうち約7割の方が新予防給付の対象になるということが示されております。このことから、斑鳩町の、先ほどお答えをさせていただきました、平成17年4月末の要支援、要介護1の方を当てはめてみますと、約400人の方が新予防給付の対象となるのではないかと、このように推測をいたしております。

○議長（中西和夫君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） 国の方から細かいまだ指示等は来てませんので、大体7割の、去年の人数割をしますと、400人程度が今回の対象者になるだろうという回答とお聞きしておきます。

次ですが、要介護認定者の非該当者に対する地域支援事業を推奨する方針も出ていますが、これらの人数も、先ほどの質問の中の人数に含まれておられますか。

○議長（中西和夫君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） この中、先ほど申し上げました数字の中には含まれておらないということでございます。地域支援事業の対象者につきましては、要支援、要介護になるおそれの高い方等を対象としております。また、その財源につきましては、40歳以上の方の保険料も含まれておりますことから、対象者の範囲がかなり広く、現段階におきましては対象者人数の把握が出来ておらないということで、その算出の方法が示され次第に、介護保険運営協議会等におきましてご審議をいただいきたいと、このように考えております。算出方法等が示される時期につきましては、我々としては10月ごろまでに示されてくるのではないかと、このように考えております。

○議長（中西和夫君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） それでは、10月ごろということなので、また委員会等でお知らせいただきますようお願いしておきます。

次に、筋力トレーニングを中心とした新しいメニューが導入される予定ですが、設定したり、安全面の確保や効果は誰が測定しますか。また、おそらく地域包括支援センターの保健師等がプランを作成することになると思うのですが、1人の保健師で何人のプランを立てることが出来ますか。

○議長（中西和夫君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 筋力トレーニング機器のメンテナンスとか安全面の確保

につきましては、各介護予防事業者が行うことになろうかと思えます。また、保健師等が立てます1人当たりのプラン数でございますけれども、現段階ではその人数について示されてはおらないところでございますけれども、現制度での1人のケアマネジャーが立てられるケアプランの限度数としては50ということとなっております。このプラン作成に伴いますケアアセスメントにつきましては、介護支援事業者に委託するということも可能であるというようにもなっているところではございます。

○議長（中西和夫君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） それでは、筋力トレーニングをする場合、保健師、介護士、作業療法士、ケアマネジャーなどはどのようにかかわっていくのか、そのイメージをご説明ください。

○議長（中西和夫君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 筋力トレーニングにつきましては、新予防給付の対象サービスになるということになりますので、包括支援センターの保健師がプランを作成をいたしまして、介護予防事業所におきましてサービスが提供されていくということになるわけでございます。その事業所の中で、理学療法士や作業療法士等が指導に当たると、このように考えております。

この筋力トレーニングにつきましては、昨年度モデル事業が全国で実施をされておりました、その内容は、参加者が8名から10名、その8名から10名の方に対して3名の理学療法士などの指導員が付きまして、筋力トレーニング機器を使用いたしまして、高齢者の機能低下などによる身体機能の改善をすることを目的に実施をされた経緯がございます。プログラムの的には、1回90分で週2回ずつ約3カ月行われてきたというようになっております。大体このような形で行われていくというようなことでイメージをしているところでございます。

○議長（中西和夫君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） 全国で実施されておりますモデルケースをもとに、今の8人から10人が3人の理学療法士、またプログラムの的には1回90分で週2回ずつ3カ月行うということですが、恐らくこういうことをもとに今後参考にしていくものというふうに思います。

次に、今まで家事援助サービスで身の回りのことをやってもらっていた人が、急に筋力トレーニングサービスを利用するに当たり、途中で中止したり、また最初から利用し

たくないという人に対しては、どのようなサービスを受けることができますか。

○議長（中西和夫君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 筋力トレーニングのサービスを受けるのかどうかの判断につきましては、利用者本人、または家族とケアマネジャーの中で相談していく中で決定をされていくということでございます。しかし、途中でサービスを受けるのを中止された方につきましては、再度ケアマネジャーと相談をしていただきまして、プランを立て直していただき、希望するサービスを利用していただくというようなことになっていくかと思えます。

また、最初から予防サービスを利用されない方につきましては、新予防給付におきまして家事援助を一律にカットするというものではございませんで、適切なケアマネジメントに基づいたケアプランであれば、現在利用をされている家事援助等のサービスにおきましても利用出来るというように、現段階では示されているところではございます。

○議長（中西和夫君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） この問題がちょっと一番難しいところだと思っております。ただ、国の方としても一律カットしないと、それからまた家事援助等のサービスにおいても利用出来る段階では示されておると。サービスも共に受けられるというふうに今お答えいただきましたので、安心している次第でございます。

次に、軽度の高齢者で日常生活が出来ない利用者が家事援助サービスを受けられない場合、かえって無理をして体を悪くすることが考えられます。家事援助サービスで日常やってもらっている例としては、重たい布団の上げ下ろしが毎日1回5分、布団干しが2週間に1回10分、浴槽の清掃が1週間に2回5分、便器の清掃が1週間に2回5分、重たい商品の買い物が1週間に1回、一例ですがこういうことが日常行われているわけです。このようなサービス内容が挙げられますが、家事援助サービスに頼っていた人が、急に筋力トレーニングをして、これらのことを徐々にでも自分で出来るようにしなさいということですが、日常生活が出来ない人に筋力トレーニングをさすのは、無理があるように思われます。また、途中で筋力トレーニングにより障害が発生したり痛みが出たりして、一部家事作業に支障が出た時、その時はどのような対応をとられますか。

○議長（中西和夫君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） この筋力トレーニングを行ったことによりまして、障害等が発生した場合のことでございますけれども、既存の介護サービスと同様に、ケアマ

ネジャーと利用者とサービス事業者との間で行いますケアアセスメントの中で交わす契約書の中で、事故があった場合は損害保険対応というようになっております。原則的にはそちらでの対応になっていくのではないかと、このように思っております。

○議長（中西和夫君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） 私もそのように考えています。サービス事業者との間で、損害保険等を利用した形になるというふうに思っております。

次にですが、介護予防対象者は、原則家事援助サービス禁止ということですが、例外的に認められるケースがあると思うのですが、あればそのケースというのはどういうケースでしょうか。

○議長（中西和夫君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 制度改正当初では、予防給付ということで、原則家事援助サービスというのは禁止ということであったわけですが、その後国で種々審議をされる中で、現段階では、適切なケアマネジメントに基づいて提供される家事援助につきましては、認められるということが示されてきております。

そのケースとはどういうことであるかというのは、具体的にどのケースがこういう形で当てはまるということは申し上げられないですけれども、お答えをさせていただいておりますように、適切なケアマネジメントに基づいての提供される家事援助ということでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（中西和夫君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） この問題も、例外的なことで、原則的にというところが非常に幅広い意味があるものと思っていたんですが、国としましても、やはり一気に筋トレにという形ではなく、家事援助サービスということも並行しながらやっていこうというふうに判断したものだと思いますので、いい形になってきているのではないかなというふうに私も思っています。

次に、新予防給付対象者に対する同様のデイサービスの提供はありますが、この場合どのようなサービスが用意されますか。予防を重視したデイサービスになるのですか。また、2時間コースなどお風呂、食事等はないのですか。その辺いかがでしょうか。

○議長（中西和夫君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 現段階におきましては、具体的にそのサービス内容が示されてはならないわけですが、現行のお風呂とか食事のサービスに簡単な運動

などの予防を重視したメニューを加えたサービスになると、このように聞かされているところでございます。

○議長（中西和夫君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） 今回の介護予防対象者に対しての体制は、要支援、要介護1の人たちに対しての内容になっておるわけですが、急激な筋力トレーニングに入るのではなく、徐々にケアマネジャー、またご家族とも相談しながら実施していくものだと思っております。今後、対象者、事業所、また自治体等が、今後試行錯誤しながらやっていくものだと思いますが、町といたしましても現場の状況をよく把握しながらご指導いただきますようお願いして、この質問を終わらせて次の質問に入らせていただきます。最後に、斑鳩町の高齢者対策についてでございます。

定年退職した人たちに対して斑鳩町としての対策を考えているか。また、労働力として新たな施策が必要と思われませんが、町としての見解をということでございますが、先日政府は、6月3日の閣議で、高齢化の現状や対策をまとめた2005年版高齢社会白書を決定しております。65歳以上の高齢者人口は2,488万人で、総人口の占める割合は、前年より0.5ポイント上昇し19.5%に達し、過去最高だった前年を更新しております。90歳以上では101万6,000人となり、初めて100万人を突破しております。また、100歳以上も2万3,000人を超えております。

2007年から団塊の世代の定年退職者の時期となり、ますます60歳以上の人口がふえてまいります。2004年の60歳以上の労働力人口は496万人、全体の7.4%ですが、2015年には724万人となり、全体の11%を占めます。

国の白書では、「国の活力で維持するには、高齢者の能力や経験を生かせる社会の実現が不可欠」と提起しております。再就職や起業支援など的高齢者が働く機会をふやす施策の推進に加え、ボランティア活動を通じた社会参画を促す方針を明記したとしております。

ここで、今回の斑鳩町の高齢者対策を2つの角度からご質問いたします。

まず1つ目は、定年退職をした人たちに対して、斑鳩町としての対策は考えておられますか。シルバー人材センター、ボランティア活動は、現在も町として積極的に取り組んでおられます。高齢者人口もふえる中、労働力として新たな施策が必要と思われれます。町としての見解をお聞かせください。

○議長（中西和夫君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） この閣議決定をされました白書では、平成16年度に実施されました「高齢者の社会参加の促進に関するアンケート調査」をもとに、誰もが意欲と能力に応じて、年齢にかかわらず働けるシステムを構築していく上で、社会全体の取り組みが必要ないし適切と考える条件といたしまして、7割の方が、労働者の能力、意欲等に応じた賃金・処理システムの拡大を求められております。

このことから、国では、賃金・人事処遇制度の見直しとか継続雇用制度の導入促進につきまして、事業主団体を通じて指導、相談を行う「65歳雇用導入プロジェクト」の実施を検討をされているところでございますが、具体的な内容につきまして、まだ我々のところにはその情報等は入っておらないということでございます。

斑鳩町といたしましては、高齢者の生きがづくり、雇用ということで、質問者もご指摘がありましたように、シルバー人材センター等の活動を積極的に支援をさせていただいているところでございます。しかし、このような国の取り組みの状況が、新たな政策を展開をされるというようなことも具体的に向かっているところでございますので、今後国の動向等を注視する中で町としての対応も考えていきたいと、このように思っております。

○議長（中西和夫君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） 国の白書も出たばかりで、また具体的にどのようなという施策も出ておりません。国の施策が出てきたそういう時点でも、町は、県ともかわり進めていかなければならないと思いますが、私は町独自のやはり高齢者に対する施策というものを考えていいのではないかとということで質問したわけですが、ぜひ積極的に高齢者問題ということも取り組んでいただければというふうに思います。

この高齢者対策についてもう1つは、高齢者がますますふえていくわけですが、それに対して受け入れ態勢ですね。先ほども、ちょっと介護、また組合のところでもちょっとふれてはおるんですが、受け皿として、お年寄りがふえていくということにおいて、どのように町で考えているかというところの質問をさせていただきます。

まず、西和7町の老人福祉施設の状況。これは、ちょっと先ほどの点とダブル点もございまして、その件と、この需要と供給のバランス、床数ですね、これについて。それから、低所得者施設は7町にどうあるか。この低所得者の施設ということ、色んな事情があって、家族の方と一緒にいられないとか、所得が少ないということで、高いところに入れられないという人たちに対しての施設をどうするかと。それと、今後、先ほどの組

合管理施設、民間施設の充実についての考え方ということで質問をさせていただきます。

まず、高齢化が進むにつれ、老人ホーム等の受け入れ態勢についてですが、老人養護施設、特別養護施設についてお尋ねします。奈良県にある老人福祉施設の中で、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、ケアハウス等のうち、西和7町の各施設の状況をお知らせください。

○議長（中西和夫君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） まず、養護老人ホームにつきましては、7町で1カ所がございます。それは、三郷町でございます三室園でございます。

それから、特別養護老人ホームにつきましては、全部で8カ所でございます。斑鳩町でございます第二慈母園、それから三郷町でございます三室園、それから安堵町でございますあくなみ苑、平群町でございますグレースの里、上牧町でございます郁徳苑等でございます。

ケアハウスにつきましては、全部で4カ所で、斑鳩町では第二慈母園、安堵町ではあくなみ苑、上牧町ではフローレンス薬師山、それと愛の故郷ということでございます。

軽費老人ホームについては、この7町ではないということでご理解いただきたいと思っております。

○議長（中西和夫君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） それでは、これらの需要と供給のバランスと、それから三室園、あくなみ苑、第二慈母園、郁徳苑、グレースの里の床数に対しての待ち人数等をお聞かせください。

○議長（中西和夫君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） このご質問の待機者の人数ということでございますけれども、お答えをさせていただきます人数の方につきましては、同じ方が複数の施設に申し込みをされておったり、また申し込みをされておってももう既に入所をされておって、その申し込みの手续を消去されておられない方とか、申し込みをされておっても不幸にしてお亡くなりになっておられたりとか、色々な条件がございます。また、県内だけではなく県外の方もかなりおいでになろうかと、このように思っております。ということで、お答えをさせていただきます人数につきましては、各施設で確認をさせていただいた人数ということで、トータルいたしますと、延べ人数ということでご理解いただきたいと思っております。実人数ではないということでご理解をいただきたいと思っております。待機者

の各施設を合計をいたしますと、約1,100人ほどの方が待機者としておられるということでございます。今、質問者から言われてます施設の定員数を見ますと、650人の定員でございますので、今現在待機者の方が約1,100人の延べの方でおられるということでございます。

○議長（中西和夫君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） 事情は私も把握しております。総定員650人ということですが、待機者が約1,100人。ちょっと色々聞くところによりますと、先ほどお答えいただきました、やはり皆さん待機者がダブって申し込むわけです、各施設に。そういったことで、この1,100人というのは、なかなか実数が把握出来ないというのが現状だと思っております。ただ、大体この1,100人のうち3分の1程度になるんじゃないかというふうにも言われておりますので、その辺のところでは実は判断しておるところでございます。

この件についてお聞きしたのは、いかるが荘の件もございまして、今の現状等は、私も把握しておりますが、かなり少なくなって今7名の方だけになって、5名が各施設にもう入る予定がある。1名の方が入院中で、1名の方が実家に帰られるというふうに把握しております。そういった方々が、こういう施設等に行かれるということにもなってくるのではないかというふうにも想像はしております。

次に、特別養護老人ホームの低所得者、先ほどちょっと私申し上げました。低所得者は、7町の中では、この施設はどこでございますか。

○議長（中西和夫君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 三郷町にございます養護老人ホームの三室園が該当をいたしているというふうに思います。

○議長（中西和夫君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） 7町においては三室園だけだということになりますね。そうすると、その1カ所ということになりますと、先ほどの、やはりまだ空き室があるところの個室部屋ということも考えなければならない問題ではないかなというふうに思います。

それでは、その件で、緊急で特別養護老人ホームに入所しなければならない方ですね、いかるが荘が緊急ということになるかどうかわかりませんが、そういった方々に対して施設の方においてはどのように考慮されておられますか。

○議長（中西和夫君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 緊急で老人ホームに入所の場合の施設での対応の関係でございすけれども、介護保険制度の施行によりまして、各施設への直接の入所の申し込みが可能となっております。ということから、申し込みにつきましては、国レベルでもかなり急増をしてきているというようにも言われております。

その中では、予約の申し込みも多くて、先ほどもお答えをいたしておりますように、重複で申し込みをされる方もかなりございます。その結果、本来入所を必要といたしまさ方が直ちに入所をするということが困難な状況になったことから、国におきまして優先入所の運営基準というものもつくられ、それをもとに各施設におきましてもそういう入所基準というものを策定をされて、入所決定の透明性とか公平性を確保をされて、その入所につきまして配慮をされているというような状況になっているところでございます。

○議長（中西和夫君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） 今、高齢者問題として、労働力の問題、それからますます高齢化していく人たちに対しての施設、受け入れ態勢、このようなことについて2つに分けて質問させていただきました。斑鳩町としても、やはり再就職の問題であるというようなことも含めまして、また、ますますふえる高齢者に対しての施設の拡充ということも頭に入れながら、今後ますますこのような高齢者対策について積極的にお考えいただきますように要望いたしまして、今回の私の6月の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（中西和夫君） 以上で、11番、三木議員の一般質問は終わりました。

午前11時5分まで休憩いたします。

（午前10時48分 休憩）

（午前11時05分 再開）

○議長（中西和夫君） 再開いたします。

次に、7番、小野議員の一般質問をお受けいたします。7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） それでは、議長の許可を得ましたので、通告の順に従いまして質問していきます。

まず、平成17年4月1日に施行された地域再生法及び平成17年5月22日閣議決定された地域再生基本方針等に基づき行われることとなっております地域再生計画の認定制度について、その概要とポイントをお示してください。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 地域再生計画の認定制度について、その概要とポイントについてのお尋ねでございます。

まず初めに、認定制度の概要についてでございますが、地域再生法に基づく地域再生計画の認定制度につきましては、地域経済の活性化と地域雇用の創造を図り、持続可能な地域再生の実現に向けまして、地域の産業・技術・人材・観光資源・自然環境・文化・歴史など、地域が有する資源や強みを、知恵と工夫により有効活用するために地方公共団体が作成し、認定を申請する地域再生計画について、内閣総理大臣が認定し、法律上の特別な措置や支援措置を講じることによって、地方公共団体の自主的・自立的な取り組みを支援するための制度でございます。

また、地域再生計画の認定制度に基づきます法律上の特別の措置につきましては、「地域再生に資する民間プロジェクトに対する課税の特例」「地域再生のための交付金の活用」「補助対象財産の転用手続の一元化・迅速化」などが設けられているところでございます。

次に、認定制度のポイントでございますが、まず、地域再生計画の策定に当たりましては、地域の創意工夫を凝らした自主的かつ自立的な取り組みを行うという観点から、地域の民間企業やNPO等を通じて地域のニーズを十分把握し、反映するよう努めることが望ましいとされておるところでございます。

認定につきましては、基準を満たす場合には認定されることとなっております、その数は限定されておりません。また、支援措置につきましても、認定をもって適用されることとなっております。

なお、当町における本制度の活用につきましては、先ほど述べさせていただきました「地域再生のための交付金の活用」といたしまして、生活環境の整備を目的に、公共下水道事業と合併浄化槽設置の促進を一体的に進め、汚水処理施設の効率的な整備を図るため、認定申請を行っているところでございます。

このことから、本町の公共下水道事業は、本交付金事業と補助金事業の2本立てで事業を実施することとなりまして、国庫補助金の削減の影響を少なくして、事業の円滑な推進を図っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（中西和夫君） 7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） えらい最初から小言を言うて悪いですけど、色々な言葉、意味が

ありますので、間違わないようにお願いします。

地域再生法の第3条には、国の責務として、国は前条に規定する基本理念にのっとり、地方公共団体の自主性及び自立性を尊重しつつ、地域再生に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有すると、このようにされております。それでは、その地域再生の意義と目標をお示してください。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 地域再生の意義と目標ということのお尋ねでございます。

近年における急速な少子高齢化の進展や産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応して地域再生を図るためには、地域における地理的及び自然的特性、文化的所産並びに多様な人材の想像力を生かし、官民の適切な連携のもと、地域の創意工夫を凝らした自主的かつ自立的な取り組みを進めると共に、知恵と工夫を競うアイデア合戦がより多くの地域で活発に展開されることが重要でございます。

また、国は、地域の自主的・自立的な取り組みのための環境整備を行うと共に、地域の総合的な取り組みを支援する必要があるとございます。これらの取り組みや支援が相まって、我が国の活力の源泉であります地域の活力の再生を加速し、持続可能な地域再生を実現することが、地域再生の意義でございます。

次に、地域再生の目標といたしましては、1つ目といたしまして、地域の特性、資源を顕在化させ、地域の創意工夫を凝らした具体的な取り組みを推進することによりまして、自主的・自立的で持続可能な地域の形成を図ることとし、2つ目といたしましては、地域再生の成功事例を示すことによりまして、他の地域における取り組みを刺激し、全国的な規模で地域の活力の増進を図ること、以上の2点が挙げられるものでございます。

○議長（中西和夫君） 7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） この地域再生計画の認定基準については、1号基準として、地域再生基本方針に適合するものであること。2号基準として、当該地域再生計画の実施が当該地域における地域再生の実現に相当程度寄与するものであると認められること。3号基準として、円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであることとあり、また地域再生基準強化交付金についての解説もされております。もっとも、この内閣府地域再生事業推進室の地域再生計画認定申請マニュアルは、ある国会議員の秘書が5月20日に、依頼もしてないのにわざわざ私に手渡してくれたものですが、斑鳩町ではこの認定制度についてどのように認識し、研究、取り組み、対応されていこうとされている

のか、お示してください。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 本町としての対応をどうしていくのかというご質問でございます。

本町におきましては、持続可能な地域の形成に向け自主的かつ自立的な取り組みを行い、施策の推進を図っていかねばなりません。

そうしたことから、情報の収集に努め、現在取り組んでいる公共下水道事業と合併浄化槽の整備だけでなく、公営住宅の整備など本制度の活用が図れるものにあっては、積極的に対応してまいりたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） 地域再生推進のためのプログラム2005についても既に入手されておりますし、先ほどの答弁で、公共下水道事業等汚水処理施設の法律的な整備で認定申請も行っておられるそうですが、地域再生法の第1条目的、第2条の基本理念を的確に理解され、迅速で積極的な対応に期待して次の質問に移りたいのですが、その前にもう一言、一般質問で答弁したから終わりだと、そういうことではないと。いつも私が苦言しておるように、斑鳩町の執行機関は、実施、すなわちd oがない、このようにも言っておりますので、この地域再生計画への対応は、認定数も限定されておられません。だから積極的に実施をされて、先進地と言われるようになるよう頑張っていただきたい、このようなことを再度お願いして次の質問に移ります。

次に、社会福祉法人斑鳩町社会福祉協議会、社協ですね、について、その適正な組織運営を図っていくための役員体制を、財源を補助をしている町としてどのように考えているのか、お示してください。

○議長（中西和夫君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 社会福祉協議会は、独立した民間法人としての主体的な経営判断を行い、かつ地域に開かれた組織体制を確立して、公共性と民間性をあわせ持つ地域福祉を進める団体として、地域住民から信頼される組織づくりをしなければならないのではないかと、このように考えております。

そのために、事業にかかります意思決定や事業執行に責任を負います理事会等の役員体制の活性化が求められておまして、理事会は、社会福祉協議会の経営責任を担います執行機関として機能出来るよう、人材本位によります役員の選任を行い、理事の役割

を明確にしていく必要があるのではないかと、このように考えているところでございます。

○議長（中西和夫君） 7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） それでは、次に、理事の選出区分と行政からの選出過程についてお示してください。

○議長（中西和夫君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 社会福祉協議会は、地域福祉を進めます地域の中核的な組織でもございます。地域社会全体の総意の中で事業を展開することを基本的な考え方とされるところでもございます。

このことから、社会福祉協議会の理事につきましては、地域の社会福祉関係者、社会福祉に関する活動を行います団体の関係者、行政、住民組織などの構成員の中から評議員会において選任することとなっているところでございます。それぞれの立場から地域福祉の推進のあり方や社会福祉協議会事業の経営事業について幅広く議論をし、法人経営を進めることが必要ではないかと考えております。

また、市町村の行政職員が理事として、また評議員として入っていますのは、地域福祉計画の策定・実施など今後も地域福祉推進の基盤整備に当たって大きな役割を果たしますと共に、社会福祉協議会が地域福祉の推進を図る団体として公民の調整役を果たすという意味におきまして、町から財源補助もいたしており、理事として、また評議員として社会福祉協議会の経営に参画をしていくことは必要ではないかと、このようにも考えているところでございます。

○議長（中西和夫君） 7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） 先ほどの答弁では、社協は独立した民間法人としての主体的な経営判断を行い、かつ地域に開かれた組織体制を確立し、公共性と民間性をあわせ持つ地域福祉を進める団体と、このように説明されておりますが、それでは独立した民間法人として代表権を有する会長の適格性をお示してください。

○議長（中西和夫君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 平成15年3月に、全国社会福祉協議会地域福祉推進委員会というのが市区町村の社協経営指針というものを策定をされております。この中で役員体制につきまして、市区町村社会福祉協議会の会長は、理事の中で唯一法人全体の代表権を有し、事業執行上の経営責任を包括的に担うことになっており、したがって会長につきましては民間人であることが望ましいと言われており、中立公正な立場や地域

全体の代表的性格を持つばかりでなく、出来る限り社協事業の経営に専念し得る適任者を地域の中から選出することが重要であるとされております。

この社会福祉協議会の会長の選出に当たりましては、質問者もご承知をいただいておりますように、社会福祉法人斑鳩町社会福祉協議会の定款に基づいて理事の互選により選任をされるということになっているところでございます。

○議長（中西和夫君） 7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） 確かに社協の定款では、理事の互選により選任となっております。

それでは、選出区分、その中で行政からの理事1名として現在町長が選任されておりますが、その選任に至ったその経緯をお示してください。

○議長（中西和夫君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 社会福祉協議会の理事の選出につきましては、町の社会福祉協議会理事・監事・評議員選任規程というのがございます。これに基づきまして、各団体等に推薦を依頼をされまして選任をされているところでございます。これに基づいて、行政に対しましても、任期満了前に町長に対しまして社会福祉協議会理事の推薦依頼という文書で候補者の推薦依頼があるところでございます。

町長が行政から理事として出ておりますのは、社協が幅広く住民の福祉を推進するという公益性が高い組織であるという立場とか、町からの補助金、受託金を大きな財源として事業も行っておられることなどを考慮いたしまして、従来から町長が理事として選出をさせていただいているというところでございます。

○議長（中西和夫君） 7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） 理事の推薦依頼の文書には、このように書かれておりますね。さらなる組織運営強化を図るために、組織の経営責任を担う理事会の役割、また議決機関としての評議員会の役割を明確にすることが必要とされております。これまで役員等の選出区分については、明確な位置づけがありませんでした。そのため、平成16年10月に、適正な法人運営を目指すため、別紙、理事・監事・評議員選任規程を制定いたしました。このように書かれとんですね。

そして、今、話をしております選出区分の行政は、社協の会長小城利重氏から、斑鳩町長小城利重氏へ平成16年10月13日に来ております。そして、その10月26日付で、斑鳩町長小城利重氏から社協の会長小城利重氏へ小城利重氏の推薦書が出されて

おります。先ほどの16年10月に適正な法人運営を目指すためということで、その当時社協では、第2次発展強化計画の答申を受けて、役員等の選任等に関する研究会を数回開催しております。その研究会での議論なども十分認識された上で、行政の機関として従来どおり町長を理事候補者として決定された、そのように推察いたしますが、いつどのようなメンバーで決定されたのか、その協議内容をお示してください。

○議長（中西和夫君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 推薦依頼の文書が町長の方に来てから後の推薦に至るまでの経緯の関係でございますけれども、まことに申しわけございませんが、今、私のところに、ちょっと手持ちのその経緯の形の分がございませんので、後ほど確認をさせていただきまして対応させていただきたいと思っておりますので、ご了承をいただきたいと思います。

○議長（中西和夫君） 7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） 本来でしたら、そんなんおかしいやんかと言うねんけど、結構です。色々ありますので、結構です。

実は、私は昨年12月3日まで社協の理事でしたので、先ほど述べました研究会で配付された資料の中に、社会福祉法人監査指導要綱、このようなものがあったんですね。その中の2、役員、（3）適格性、その4として、地方公共団体の長等特定の公職にある者が、慣例的に理事長に就任したり役員として参加していることは適当でないこと、このように指摘されとるんです。町長、このことについてはご存じですね。

○議長（中西和夫君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 一応監査報告されておりますこと、わかっております。

○議長（中西和夫君） 7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） 突然町長に振ったので、町長も慌てておられる。監査報告されたんじゃない。社会福祉法人監査指導要綱、これがあるんですよ。これは、研究会でその当時の理事、当然町長も理事として、その時はちょうど入院しておられたのかな、それでお持ちじゃないんかわかりませんが、それは研究会で理事に全部配付されとるんです。その社会福祉法人の監査の時にはこういうぐあいになさいという指導要綱なんです。監査報告とかそんなん一切関係ないんです。

だから、その中では、長が役員で行くのは適当でない。だから、先ほどの平成15年3月に全国社会福祉協議会から出された市町村社協経営指針、これでも、部長も答弁し

ていただいておりますが、私も持っております。この中で、会長は民間人であると、望ましいというような言葉使われていたはずですが、いや、あることということで書かれてるんです。そして、専念出来る人が望ましい、そのように全国社会福祉協議会から経営指針として文書で配付しとるんです。

それで、今の、今町長は何かちょっと勘違いされましたけど、社会福祉法人監査指導要綱では、町長が慣例的に理事長に、斑鳩町社協の場合は理事長ではなくて会長ですけどね、同じことなんですけど、理事長に就任したり役員として参加していることは適当でないと、監査上不適当だと明記されてるんですね。この意味を行政の関係者はしっかりと認識すべきだと思うんです。そして、町長は、社協の会長、理事を辞職すべきだと私は考えております。また、現在町長は生駒郡の社協の会長でもあることから、住民への模範を示すためにも即刻辞職すべきと私は進言いたしますが、いかがでしょうか。

○議長（中西和夫君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 質問者はそういう形で進言されてますけども、やはりこれは以前にもございましたように、民間からということで、そういうことにも鋭意努めていきたいという答弁もしておりますように、今すぐどうこうということじゃなしに、やっぱり将来的にそういうことについて、十分生駒郡としても検討をすべきではないかなと思っております。

○議長（中西和夫君） 7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） 今、ここで、どうですかと言うてもすぐには出来ません。そういうことはわかりますけれども、町長の今の考え方は、監査というものに対して、これは不信行為なんです。それと、公民としての認識欠如。また、それは、今の発言は、多選首長の傲慢と、このように言わざるを得ないということを申し上げて、このことで議論しても、時間がありませんので、次に、5月29日に開催された、「第1回ローカル・マニフェスト推進フォーラム」について、小城町長がパネリストとして参加されるに至った経緯をお伺いいたします。

○議長（中西和夫君） 小城町長。

○町長（小城利重君） これは、平成17年1月に、早稲田大学マニフェスト研究所事務局より、ローカルマニフェスト首長連盟入会の案内があり、私個人として入会手続をいたしました。その後、2月にこの立ち上がりがありまして、4月に研修会等が東京で行われ、5月29日に第1回のローカル・マニフェスト推進フォーラムについての案内が

あつて、出席の返事をしましたところ、パネラーとしての出席要請があり、それを受諾したものでございます。

○議長（中西和夫君） 7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） ということは、町長は今年の1月からローカルマニフェスト首長連盟、そのこの会員ということですが、その連盟はいつごろ設立されたのか、入会資格や会員数など、組織について、どれぐらいの方がおられるのかとか、差し支えない範囲で結構ですので、お示してください。

○議長（中西和夫君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 今現在会員数が幾らかということは詳しくはわかりませんが、いずれにいたしましても2月にこの関係等については立ち上がりを行われております。そして、先ほど申し上げたように、4月に研修会が行われているという現状でございます。

○議長（中西和夫君） 7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） 最近立ち上がってきたということで、立ち上がりの当初から町長は案内を受けて、やはり首長ということで個人的に入会された、そのように理解したらよろしいですね。

それでは、その事業としてされたのかどちらかわからないんですが、第1回ローカル・マニフェスト推進フォーラム、その中での発言内容と認識をお伺いいたします。

○議長（中西和夫君） 小城町長。

○町長（小城利重君） このフォーラムの趣旨は、公約の期限や財源を明示し、有権者が事後の検証が可能な「マニフェスト型選挙」を近畿一円に普及させようというもので、当日は円卓会議が行われ、パネリストとして、和歌山県知事、枚方市長、宝塚市長、芦屋市長、箕面市長、兵庫県の稲美町長、滋賀県の愛知川町長など、私を含め14名が、またコメンテーターとして早稲田大学大学院教授の北川氏、コーディネーターとしては龍谷大学教授の富野氏が参加しました。

地方分権の進展により、地方自治体の首長は、自らの判断で政策を実行することがかなりの部分で可能になり、今まで以上に住民に対する説明責任を問われるようになりました。マニフェストを丁寧に説明する責任が大きくなったといえると思います。よって、選挙前には、首長候補はマニフェストで明確に政策を示し、有権者の信任を得る努力をする必要があるとも考えております。

○議長（中西和夫君） 7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） 新聞報道である程度のこともわかるんですが、町長は、パネリストとして発言された内容は、どのようなことでしょうか。

○議長（中西和夫君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 私は、やっぱり大阪市が問題になったような、住民に知らしめていくということが一番大事であろうと。やはり色々なそういう勤務手当とか、あるいはそういうものについて、やっぱり住民の方々はなかなか把握が出来ておらない。そういうことについても、住民が的確にそれを知っていく。そのためには知らしめることが一番大事であろうということを常に申し上げたわけでございます。

○議長（中西和夫君） 7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） ここに、当初のスケジュールと講師プロフィールをいただいております。さすがに多彩な出席者の方だなあと。その中で特に、基調講演をされた北川正恭氏は、小城町長の先ほどの答弁の中にもあるように、ローカルマニフェスト首長連盟の入会案内をされた早稲田大学マニフェスト研究所の所長であって、前三重県知事、この方は、2期連続務められた知事時代には、地方分権の旗手として活躍され、マニフェストを提言された方としても有名です。また、首長の多選には否定的な方でもあったと、このように聞いておりますが、本定例会初日に開会あいさつで6期目への出馬意思を表明された小城町長は、その点どのように感じておられますか。

○議長（中西和夫君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 私はいつも申し上げますように、やっぱり4年に1回の審判があるわけですから、私はそういうことを、仮に回を重ねたといっても、その時その時に、やっぱり皆さん方から、住民に対してそういうことを申し上げながら、公約等、それを切実にやっていく、それが私の使命ですけども、そういうことを繰り返しながら私はやってきた。今度6期目を目指してということで出馬表明をしたわけですけども、やっぱり私は意欲があるということは、斑鳩を愛するという気持ちには変わらない。そういうことから、今後、斑鳩町の財政等の関係等についても、やっぱりみんなと相談申し上げながら、ずっと議会の中でこれを示してきたわけですから、そういうことによって斑鳩町の発展、歴史的風土あるこの斑鳩をよくしていこうという機運、この気持ちをみんながよく理解をしていただいているという気持ちで、なお一層これからもこの歴史ある由緒ある名前を、やっぱり斑鳩という名前を我々としては守り続けていきたいという気持

ちでございますから、そういう強い気持ちを持ちながら、ひとつ意欲を示しながら頑張っていきたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） ちょうど5期ですから、20年前ですね、当時3期目の吉田前町長に対して、議会議員であった小城町長は、その吉田町長の、政策的には異存はないが、首長の多選は町の活力をなくすことになる、そのように言って、「活力ある斑鳩をつくる会」、こういう会を立ち上げ、立候補され、見事当選されたんですね。私は、町長の町政への原点、初心ですね、今回も初心を忘れずとおっしゃってますが、原点はここにあるのだと認識しております。多選は町の活力をなくすことになるんだ。だから、今おっしゃっていること、そういうことと、今、また首長の多選に否定的であって、2期で引退されたマニフェストの提言者、北川正恭さんとも親交があることから、やはり首長の多選についてももう少し率直な認識を私は言ってもらいたい、そのように思うんです。

○議長（中西和夫君） 小城町長。

○町長（小城利重君） それは質問者が申されますけども、私は私としてやっぱりそういう気持ちを持ちながら町政に意欲を示しているということでございますし、何も多選がどうかということよりも、私は1期1期のけじめをつけながらやっぱりこうして進ましていただくと。ただ、最近、とみに多選がどうかどうかということが出てまいりますけども、私はやっぱり、多選というよりも、そういう活力、意欲、そういうもののことを総合的に判断し、やっぱり初心を忘れずそういうことについて全力を尽くしていきたいという気持ちでございます。

○議長（中西和夫君） 7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） 余り変な方へ質問したらいかんので、ちょっと戻していきたくと思います、定例会開会のあいさつで述べられた町長の7つの公約の中に、いかるがパークウェイの整備を挙げておられますが、6月7日の斑鳩バイパス計画白紙撤回要求連絡協議会の声明文の中に、先ほど申し上げました町長の後援会である「活力ある斑鳩をつくる会」の会長だと思っております、その方が幹事として名を連ねておられるんですね。この件について町長はどのような見解をお持ちなんですか、お示してください。

○議長（中西和夫君） 小城町長。

○町長（小城利重君） これは、私はやっぱり、活力の会長でありますけれども、やっぱりその地域においてそういう割り当てが、自治会の当番というのか、そういうものがあ

る中で、本人が承諾をされたというのか、そういうことであろうと思いますし、そこまで私は、会長だからあんたやめてくださいということには私はならないと思っておりません。

○議長（中西和夫君） 7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） 私は、マニフェストと公約、その最大の違いというのは、先ほど町長答弁されましたけど、有権者が事後の検証が可能なことなんです。可能なように契約をするんです、その有権者と。そして、それはどういうことかということ、期間内にその約束をしたことを守りますよと、それを検証をしやすいようにして話をし、任期内とか、先ほど1期ごとにとということで話をされてますけど、そのことをもし出来なかったら自ら身を引くという、そういう責任として身を引くという意味がマニフェストの最終の意味があるんです。

そしたら、今、町長7つの公約の中に、いかるがパークウェイの整備を挙げておられる。そのことで、白紙撤回という協議会、これはずっとありますよね。町長も当初、20年前は、そこの協力を得たとか得なかったとか色々議論もあって、ずっと20年間来てますがね、そういう思いもありながらまだこのマニフェスト的な契約、公約をしたんですか。そこはおかしいんじゃないですか。その点についてやはりもう少し明確な意思表示をしていただかなきゃいけないと、私はそのように思います。

○議長（中西和夫君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 質問者は質問者の立場でそういう形になろうと思いますけど、私はやはりこの20年間やっぱりなかなか出来得なかった。恐らく私は難しい問題であろうと。しかし、議会の皆さん方も全員が近畿地建へ行っていただいて、その当時の橋本局長にお会いしていただいて、この道路についてはやっぱり皆さん方協力していただくという一つの名目を持って議論をしていただいた経緯もございます。私はやっぱり、ようやく昨年に400メートルが出来たということは、私はやっぱり議員皆様方の厚い力のおかげだと、私はそういうことも考えながらそういう努力をしてきたつもりでございますし、1期4年の間にそれが出来るのかということになればなかなか難しい問題あると思いますし、皆さん方からよく言われるのは、これだけの大きな反対、賛成の勢力の中で、よく町長そこまで努力をされて、国も財政的に大変厳しい中で、よくやっていただけてますなということも評価をされておりますし、私は何でもかでも反対してやめたらいいということにはなっていない。やっぱりそういう一つの都市計画の重みという

ものを考えていかなかったら、この道路一つによって、これからの都市計画というのは、法隆寺線もあれば、あるいは安堵斑鳩王寺線もございますから、そういうことを一つずつ着実にやっぱりやっていくことが、これからの将来についての斑鳩町の大きな目標であろうと考えておりますし、私は、今、小野議員がご指摘のように、初心忘れずということで、昭和60年、1985年のその当時の約束と違うやないかということよりも、私はやっぱり着実にそういうことが進められてこられた、これはやっぱり議会の皆様方の温かいご協力のおかげだと私は喜んでおりますし、これからもなお一層そういうことについて克明に、そしてまたそうして皆さん方に説明を申し上げて頑張っていきたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） 確かにね、13年当時、今は亡くなりましたけど、村中さんが一生懸命頑張って着工出来たんですね。だから、議会もその当時も、やはり色々な議論をした中で、4億以上の欠損を出してでも国に買い上げてもらおうと、でないと将来の住民のために考えていたらこういうことだということによって推進してきたんですね。

私は、今、なぜ、白紙撤回協議会の幹事として町長の後援会の会長がおられるんだということを疑問に思っておるんです。自治会での色んな役が当たってきたので仕方なくそういう具合な会に入られたと、それは失礼な話でしょう。だから、そのことに対しては、やはり町長を支援していく。そして、今、町長が述べられたように、バイパスについては、やはりそれをしなければいけないという、はっきりと明確に答えておられるんですから、そこの後援会の会長がなぜ白紙撤回要求連絡協議会の幹事に名を連ねているのか、これは全然、私ら、そういう意味では住民に対して説明がつかないと思う。

それと、私、今、一般質問しているのは、私自身のことで質問しているのと違うんですよ。議員が一般質問するということは、住民が行政に対して疑問があることを住民を代表して議員がしてるんです。だから、それらのことについては、住民に対して説明がつかないと思うんです。もう少しはっきりと言ってもらわなければ、以前の4億何ぼの欠損を出してまで国に買い上げてもらったと、これは全くの無になるんですよ。このことについてももう一度お願いします。

○議長（中西和夫君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 先ほどから申し上げますようなことでございまして、再度繰り返しになりますけども、私はやっぱり活力の会長であって、また白紙連絡協議会の幹事

に名前を連ねているということについては、やっぱり個人の考えだと思っておりますし、この関係についていかるがパークウェイがどうなるかとかいうよりも、やっぱり推進の立場で、今、皆さん方と、議会と、昭和62年に、斑鳩町の都市計画の遅れから、都市基盤整備についてはやっぱり皆さんが協力をして、とにかく都市基盤を一つでも進めていくという方向づけをされてますから、私はこの関係等について、4億の損を生じたということもございますけども、私はやっぱり400メートルが今出来、また稲葉車瀬の協力を得ながら岩瀬橋のどこまで、向こうの2軒の関係の方の話を今させていただいて、出来るだけ、今、国が予算を京奈和に持っていかれる関係から、やっぱりその点についても用地買収は7割しか出来てませんから、そういうことについても鋭意努力をし、先だってから国会議員の先生方にその旨を申し上げて、努力していただくような関係等についても、今、なお一層頑張っておるという現状でございます。

○議長（中西和夫君） 7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） 余り、時間に制約もあるし、堂々巡りしてても、やはり皆さんに対して何かいい印象も与えませんので、これぐらいで私はこの件についてはやめます。

最後に、この提案当初から、位置付けや成果が見えてこない、このような色々議論がありました財政健全化検討住民会議について、その具体的な構想と進捗状況及び認識をお示してください。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 財政健全化検討住民会議についての具体的な構想と進捗状況及び認識についてのご質問でございますが、初めに財政健全化検討住民会議の具体的な構想でございますが、まず委員構成等につきましては、3月町議会定例会に申し上げましたとおり、委員数は9名程度を予定しております。この構成は、様々な立場からご意見をいただきたいということで、1つ目には行政改革大綱との整合、2つ目には企業代表者等の民間経営の視点、3点目には大学教授・税理士・会計士等の専門的な視点、4点目には住民からの公募による住民との協働の4つの観点から構成してまいりたいと考えております。

次に、会議の進め方でございますが、町の方から、人件費の抑制や組織・機構をはじめ、施設管理、受益者負担、団体等補助金、財政規模に見合う行政サービスのあり方などの検討課題を提起させていただき、無駄を省き、経費の縮減を図るのみでなく、住民と行政の役割分担を明確にしながら、民間経営手法の導入や住民の視点での議論をして

いただきたいと考えております。

しかしながら、限られた時間の中で提言をいただくこと、また内容によりましては非常に専門的な知識を有するものもありますことから、町の方からも意見あるいは方針の提示を積極的に行ってまいりたいと考えております。

次に、現在までの進捗状況でございますが、公募委員2名、男女それぞれ1人の公募を行いましたところ、5月27日までの応募期間までに、男性3人、女性1人の応募がございました。その結果、男性につきましては、6月13日、月曜日でございますが、公開抽選により選出をさせていただく予定としております。

また、本住民会議のテーマといたしまして検討をいただく資料調整として、特別職の報酬額等、補助金の見直し、公共施設の外部委託などの内部調査も現在進めているところでございます。さらには、使用料・手数料の見直しの調査につきましても、準備をいたしているところでございます。

最後に、財政の健全化につきましては、平成18年度から実施出来るもの、中長期的な展望に立って検討を行っていかねばならないものもございまして。本住民会議が、有名無実にならないように、その機能が十分発揮出来るよう、担当常任委員会にもご相談申し上げつつ、慎重かつ積極的に対応してまいりたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） この立ち上がりというんですか、町長が申されてきた当時から、有名無実にならないようにということで、色々な議員さんも話をされております。斑鳩町が単独町制を目指していくということを表明されて、議会もそれを認めた時点で、すぐにこういう立ち上がりはするべきだと思うんです。それを、予算の関係もあるのかどうか知らないけど、新年度から。そして、今、部長からも答弁あったけど、18年度からそういうものは使えるような考え。後手後手、小手先、そういうことばかりなんです。だから、それらについても、私が言っているんじゃないんですよ。住民の皆さんが、町の行政のやり方についてやはり疑問を持っておられるですよ。そういう形だけをされていると。それで実質的にどんだけの効果が上がるんや。何も上がってこない。そして、今までそれが積み重なってきているという。まさしくそういう状態だと。

私は、そういう意味でも、先ほどからも、社協の理事、またいかるがパークウェイの小城町長の後援会長がそこに名を連ねておられるということ自体、これは異常としか言えない。先ほど、行政からの理事を選出された経緯を詳しく知らせてくれと言ったけど、

これは私は単独で町長がされたんだ。行政から理事を選んだという、そういう第一の原則。まして、監査指針に、長はなるべきじゃないということ、それらも全然理解してというか、知らなくて、そういうことを継続的にやっておられるということは、まことに遺憾だと思いますし、やはりそういうようなことに対してしっかりと勉強してもらって、住民に説明がつくようにやっていただきたい、このように申し上げて私の一般質問を終わります。

○議長（中西和夫君） 以上で、7番、小野議員の一般質問は終わりました。

午後1時まで休憩いたします。

（午前11時53分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（中西和夫君） 再開いたします。

続いて、12番、木田議員の一般質問をお受けいたします。12番、木田議員。

○12番（木田守彦君） 前もって議長に提出しておりますレジメに従いまして質問をさせていただきます。

まず初めに、奈良県事業の進捗についてということで、計画中などは除き、現在実施中の事業について質問をしたいと思いますので、的確な回答をしていただきたいと思っております。

まず、1番目でございますが、現在富雄川の河川改修に関連するJR鉄橋の改築の進捗についてということで、工期は平成18年3月20日までありますが、旧の橋脚の間に新しい橋脚が1台出来ております。これからの出水期に影響がなければと心配しております。

町は、常々、富雄川の河川改修は、JRの鉄橋の架け替えがなされなければ上流域へと進まないとの報告を受けておりますが、現況の状態で長く放置されるのは、これからの出水期とも重なり心配しているところでもあります。川の中に橋脚が1本新設されたことによりまして、水流の変化が起こり被害が発生する心配があるからであります。現況は、橋台の強度を増すために現在乾燥させておられるものと思っておりますが、その間は川幅を広げるために矢板をたくさん打ち込んで流量の確保に努められているということでは理解はしますが、複合的な災害発生時には大変な被害が発生することも予想されますが、そんな心配は絵空事と考えておられるんですか。実際には考えられない事故、事件、災害が多数発生しております。こんなことは考えたくないが、地震が起こり大雨が降った

時に、橋台が落下してその水をとめるようなことになれば、大変な被害を被るように、悪く考えればそういうことも考えられるということで、これからの出水期に対して、溢水等の被害が発生することが考えられますので、私としては出来ることならば早いことやっていただきたいなということも、やはり富雄川の河川改修につながることでありますので、出来るだけ早いことと思っておりましたんですねけども、ちょっと打ち合わせの時に聞きますと、年内というんですかね、出水時期はそれを避けられるということで、これ、10月か11月ぐらいまで現況のまま放置されて、放置というたらしかられるかもわかりませんが、強度を上げるためにあの状態で置いておかれるということは、やはりちょっと心配な点がありますんですねけども、それを早めるということは不可能なのかもしれませんねんけども、それらについて、今後、いつぐらいにあの橋台が、古い鉄橋と取り替えられるのか、その時期等について、わかりましたらお教え願いたいと思います。

○議長（中西和夫君） 藤本都市建設部長。

○都市建設部長（藤本宗司君） ご指摘をいただいております富雄川のJR橋の工事の関係でありますけれども、この工事につきましては、平成14年度に県とJR西日本と委託契約を締結されまして、事業を進められているというところでございます。昨年5月13日には、質問者も指摘されておられますように、想定を超える出水がございまして、水位が大幅に上昇をしたために、その後仮栈橋を撤去され、その後は工事を休止されておりました。

その後、県及びJR西日本と施工計画につきまして協議をされまして、同様の出水に耐え得る仮設工法とあわせて工程の見直しをされてきました。昨年11月から工事の再開をされまして、現在では新たな橋台、そして橋脚、橋桁が完成をいたしております。橋桁につきましては、既存の橋桁の上流側にジャッキで持ち上げた状態で置かれている状況でございまして、6月からは、出水期ということもございまして、工事は一時中断をされております。昨年設置されておりました工事用の仮栈橋も、工事の中断中は撤去されているところでございます。現在、河川内には一部仮設構造部が設置されておるところでございまして、河川断面は現況の断面以上の確保をされておまして、特に問題はないということで聞いているところでございます。

なお、県とJRとは、梅雨期及び異常気象による増水時の対応として、管理体制についても協議をされまして、その強化をされているところであるということで伺っており

ます。

町といたしましても、降雨時には、町内全域、特に富雄川、三代川沿いの水位につきまして、情報収集の強化、そしてパトロールに努めてまいりたいと、このように考えているところでございます。

○議長（中西和夫君） 12番、木田議員。

○12番（木田守彦君） そういうふうにやっていただくのは結構なんですけどね、うちの辺が溢水した時は、やはり上流の生駒、奈良の井堰というんですか、風船ダム、それとかゲートダムが一斉に倒れて、それが一挙に出水につながったということで、やはりダム、ダムというんですか、井堰の改修が急がれるところなんですけどね、安堵の井堰についての、JR鉄橋が完成すれば自然と改修工事が上がってくるということで、安堵の井堰のその後の進捗状況を、どういうふう到现在になっているのか。なかなか難しいというような話も聞きますねけど、それらについてちょっとお教え願いたいと思います。

○議長（中西和夫君） 藤本都市建設部長。

○都市建設部長（藤本宗司君） ご指摘の西安堵の井堰についてでございますけれども、現在進められておりますJR橋より上流部に存在しております、郡山土木事務所におきまして現在交渉、そして調整がなされているところでございます。JR橋も今年度完成をするということで聞いておるわけで、早期にこの解決を図りまして、上流部の方の改修工事へということで要望も強めてまいりたいと、このように考えているところでございます。

○議長（中西和夫君） 12番、木田議員。

○12番（木田守彦君） そないして一生懸命なっただいておるのは結構ですねんけども、ある程度その年数というんですかね、やっぱり18年の3月20日に鉄橋の改築が完了するということになれば、やはりそれから来年度中に改修工事に入られるのか。それとも、また西安堵井堰が解決するまではその改修工事に入られへんのか、その辺のところは、わかれば教えていただきたいなと思いますねんけど。

○議長（中西和夫君） 藤本都市建設部長。

○都市建設部長（藤本宗司君） 富雄川の工事の関係になるわけですが、JR橋より上流部に6カ所の井堰がございます。その一番直近が、今、ご指摘の西安堵井堰に当たるわけですが、井堰関係については、地元水利組合等については、出来るだけ自

然出水出来るようにと、こういう希望があるわけですがけれども、改修によって河床が下がるといふ状況になれば、当然自然出水については難しさが生じてくると、その辺の調整を今現在していただいているということでございます。

それより上流部の井堰については、斑鳩関係の水利組合ということでございますので、町としても、地元調整に、県と一緒に努力をしていきたいと、このように考えているところでございます。

○議長（中西和夫君） 12番、木田議員。

○12番（木田守彦君） とにかく出来るだけ早いこと前進するようによろしくお願い申し上げます。

次に、2番目の三代川の河川改修の進捗についても、全議員が心配しておる状況で、今後の解決について見通しを問うということで、現在の状況でストップして何年ぐらいになりますか。今のところは大変な被害の発生もなく経過しておりますが、平成16年12月8日に、当町出身の県会議員さんの県会での質問に対し、県の土木部長は、その答弁において、「現在着手している区間は既に事業説明や用地境界確定を終えています。事業用地に係る27筆の公図訂正を現在行っているところです。補償対象家屋21戸のうち、平成14年度に1戸と契約をしております。残る20戸のうち、平成15年度までに12戸の建物調査を完了したところです」。

それ以後の進捗についてはどのようになっているのか。JR法隆寺駅の橋上化工事も進められつつある状況で、三代川の河川改修が進捗しなければ、駅舎や自由通路、踏切の新築改良がされても、都市河川の機能を十分に発揮するように思われませんが、今後順調に進捗していくその見通しについて、現在のところいかなるものでしょうか。

○議長（中西和夫君） 藤本都市建設部長。

○都市建設部長（藤本宗司君） まず、1点目でございます。何年ぐらいストップしているのかということでございますけれども、平成6年度に、今現在改修を完了しているその地点まで進められてきておまして、それ以後上流部については、地元調整等で、今、時間を要しているというような状況になっているところでございます。

そして、三代川の改修の進捗状況でございますけれども、ご指摘いただいておりますように、これまで多くの議員の皆様方から事業の進捗に対しましてご指摘を受けているところでございます。町といたしましても、県に事あるごとに早期着手に向けた要望を行ってきたところでございます。

ご指摘の進捗状況、見直しについてでありますけれども、計画区域内の現況調査及び境界の立ち会いについては、関係者のご理解、そしてご協力によりまして実施されてきております。一定の境界等確定はなされてきているところがございますけれども、一部民間におきまして未確定箇所が存在すると。そしてまた、公図も混乱している状況から、地図訂正が必要などころがあるということで、その解決に向けまして県において取り組んでいただいているところがございます。

また、一昨年に家屋調査をされた部分につきましては、その調査結果について本年2月にまとまったということで、各戸を訪問をいたしましてご協力のお願ひもされたところがございます。しかし、その事業区間のほとんどが、土地の地権者、そして居住者とは異なるということから、交渉等難しさが存在をいたしております。

今後、県では、その家屋調査を完了されております関係者、そして地権者に対しまして、その条件提示等出来る方から早期に交渉を行っていくということで聞かされておりました、町といたしましても、県と共に地元関係者との調整役として事業の進捗に向けて努力をしていきたいと、このように考えているところがございます。

○議長（中西和夫君） 12番、木田議員。

○12番（木田守彦君） 努力してもらっておるのはようわかりますねけれども、名前挙げたらいかんですねけど、一応何か1カ所だけ駐車場として使用されておられるところがなかなか難航しているというようなことを聞きますねけれども、それらについて、やはり県としてもどのように考えておられるのか。県が占用許可を仮に出してはったとしたら、それは、その料金というんですか、何かそれを使用料を払うてたら、いつまでもその権利というものは発生するのかどうか、そんなんはどうなりますんかな。

○議長（中西和夫君） 藤本都市建設部長。

○都市建設部長（藤本宗司君） 今、ご指摘をいただいております箇所について、占用許可等の手続がなされているかどうかということについては把握はしておらないわけですが、その当該者に対しましては、直接県の方も出向きまして交渉は何回かしていただいているところがございます。この三代川の改修計画で、一部地権者の方から、もう少し調整出来ないのかというふうなところ辺も県の方で聞いていただいている部分がございますので、その辺県と調整をして、地権者の方に協力願えるような形で整理をしていければと、このように考えているところがございます。

○議長（中西和夫君） 12番、木田議員。

○12番（木田守彦君） 出来るだけ、やはり10年近うもなれば、やはり河川改修についてもなかなか進まない。やっぱり10年はある程度一区切りとして、もっと精力的に頑張ってもらいたいことをお願い申し上げておきます。

続きまして、国道168号線の竜田大橋における交差点改良による右折レーンの進捗についてということで、昭和橋の交差点の改良工事の完成によりまして、渋滞がより少なくなった効果を見ても、早急な解決が望まれますが、現時点における状況を問うということでありまして、去る、いつやったかちょっと忘れましてんけども、あそこが改良工事が完了したために、やはり25号線の渋滞がかなり改善されたという新聞報道を見まして、これも早急にやっぱりやっていただきたいなど。

私が議員になって以来、右折レーンを設置してほしいということを申し上げてきたところではありますが、私は一番初めに議会に出させていただいた時には、今の法隆寺門前斑鳩町営駐車場ですね、あの当時は観光バスが大変殺到しておりまして、それで右折レーン設置をお願いして、町も一生懸命働いていただいてあそこへ右折レーンが出来たということで、かなり解消されて、それ以後も県道大和高田からのあの交差点のどこにおいてもやはり右折レーンが設置されたということで、この右折レーンの効果というものはかなり発揮されるということがわかりながら、なかなかそれは、地権者の方の協力も得られないということで、なかなかそれも前へ進まないような状況なんですけどねけども、今のところ町内で一番渋滞しているいうたら、やはり大和郡山から観光道路を通り25号線への交差点のどことか、あるいは大和高田と法隆寺の25号の交差点、そしてその南の方の御幸橋のところです、そこら辺、それと竜田大橋での北からの168号と25号線の交差点の渋滞については皆さんもご存じだと思いますねけども、168の歩道設置というような話も出ておりましたんですねけども、今現在それらについてどのように話が進んでおるのか、それをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（中西和夫君） 藤本都市建設部長。

○都市建設部長（藤本宗司君） 国道168号線の竜田大橋におきます右折レーンの確保の進捗状況についてでございますけれども、地元の役員さん、そしてまた地権者の皆さん方のご理解をいただきまして、地権者4名のうち、今日までに2名の方との契約が完了をしていると。そして、残り2名の方との契約も近々行われるということで聞いております。そして、物件のみの方もおられましたけれども、その方についてももう終わっているということでございます。

そうした状況の中で、契約をしていただいたとしても、まだ当該建物に居住されているという状況がございます。そうしたことで、その現地での建て替えとか、そしてまた他の場所での移転というようなこともございまして、建て替え、移転が完了した後に工事に着手になるというような状況でございます。そうしたことで、現段階では、その準備を行っていただいているということでございますので、工事の時期がいつになるかということについては、この場所では出せないというような状況でございますので、よろしくお願いたしたいと、このように思います。

○議長（中西和夫君） 12番、木田議員。

○12番（木田守彦君） 私らは、狭い道というんですかね、龍田北の方を回ってでも走りますねんけども、やはりチサンマンションのあちらの方へ回ったりとかいう、そういう逃げ道を利用してはるからずっと峨瀬の方まで、うちの裏の家の方までつながっていることもありますねけども、やはりもっと早いこと、仮に、30メートルと言うてはったんかね、それだけでも右折レーンをつくっていただいたら渋滞の解消につながると思いますので、町としても積極的にやはりお話をして、そして協力を得ていただきたいなということをお願い申し上げておきます。

続きまして、4番目の、奈良から明日香までの今現在大規模自転車道の整備工事が、今、大和郡山市の地区で行われておりますが、斑鳩地域では、東洋シールの東側での約200メートルの整備がされておりますが、今後の町域での進捗について問うということでございまして、柿本知事の肝入りで進められている事業について、事業主体が違うことによって実施されるために今の状況となっているのではないかと思います。河川の溢水よりも自転車道の整備促進とは、信じられない発想と思われる。一部の趣味を持った人の利用者に便宜を図り、長年にわたる懸案に対する対処の遅れによる被害の発生こそが取り返しのつかないことも想像されて、心が痛みます。

現在、斑鳩町内で土のうを並べておるところはありますか。やはり、上宮公園の周辺ということで、電柱やガードレールが茶色に塗られておるということは、やはり風致というんですかね、環境に対して大変町としても一生懸命になっておられるのに、あの部分だけ土のうが破れたような状態で今もそのままに置いておかれておるといのは、私としては不思議でなりません。もう少しやはり工夫も必要ではないのかと痛感しておりますが、いかがなものでしょうか。

今月には、毎年恒例の美化キャンペーンが行われると思いますが、それよりもまず土

のうを除くような、積極的にやはり町としても県にそれを除くような要望を出していただきたいと思いますが、これについてはどのように今後進めようと思っておられるのか。やはり、河川改修が終わるまでということになれば、かなりのやはりあそこまで来るのには年数がかかると思いますねけど、現状のあのような土のうの状況をずっと続けておかれるのか。やはり、史跡公園とかいうぐらいに上宮公園も肝入りでつくられた以上は、それからほん10メートルも離れておられないようなところに土のうがずらっと並べられて、それが破れて土がこぼれたり、そしてまた草もそれからはみ出して出ているというような状況、一日も早く解消してもらいたいと思いますねんけども、それらについてどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（中西和夫君） 藤本都市建設部長。

○都市建設部長（藤本宗司君） 富雄川の堤防上に土のうを並べているということにつきましてご質問をいただいているわけですが、今の現状の中で堤防を嵩上げをすると、またその部分で構造物をつくるというようなことについては、以前から郡山土木事務所、河川管理者とも協議している中では、難しい状況がございます。そうした中で、この土のうによって対策を講じさせていただいているところでございます。そうして、1年たてば土のうも破損してくるというようなことで、土が外にはみ出してくるということで、そういう損傷した土のうについては、毎年やり直しながら、美観上も注意をして取り組んでいるところでございます。今後も引き続いて、土木事務所と当該箇所についての対策について協議をしまいたい、このように考えております。

○議長（中西和夫君） 12番、木田議員。

○12番（木田守彦君） それと、そしたら、町内でそなんん土のうを何年も積んであるようなとどこにありますか。それをちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（中西和夫君） 藤本都市建設部長。

○都市建設部長（藤本宗司君） 町内での土のうを積んでいると、永続的に積んでいるという箇所については、今現在はございません。

○議長（中西和夫君） 12番、木田議員。

○12番（木田守彦君） そしたら、もっとやはり努力してもらわな、そなんん、何も県がなにやったら、町でもやるべきと違いますか。そなんんおかしいと思いまっせ、そなんんいつまでたってもあのような状況で。私は何も、県の方に働きかけていただいているのはようわかりますよ。そやけど、現状を打破せな、何も向こうの言うとおりに、県

の言うとおりになにしてたら、そんなんいつまでたっても出来ませんやんか。10年たってもあそこまでこないと思いますよ。今年なんかでも、これずっと雨もないような状況で、やっぱりこれからのシーズンに入れば、一時的な豪雨に見舞われるようなことも考えられるので、やはりもっと真剣に考えていただきたいなと思いますねんけどね。私は何も文句言いとうてこんなん言うてんのやないですよ。やはり、10年とか、そういうふうな期間がやっぱりたてば、やはりそれは、もうちょっと工夫とか何か考えて、あそこは違いますよ、そやけどそういうことをもっと積極的にやっていただかなければ、町民の安心、安全を守るために、生命、財産を守るために行政は頑張っておるとはっきりと公言しておられる以上は、もっとやっぱり真剣にそういう点について実施、やっていただきたいなと思いますねんけども、それらについて、それは年に1回土のうを積み替えているからそれでよしというような、そういうふうな考え方自体が私はおかしいと思いますねんけど、その点についてどうですか。

○議長（中西和夫君） 藤本都市建設部長。

○都市建設部長（藤本宗司君） 今、ご指摘いただきましたように、1年に1回土のうを入れ替えることでよしということは、毛頭考えておらないということでございます。ただ、施設には管理者が当然あるわけございまして、その管理者との協議によって進めると。県管理物に対して町が手を出せるかと言えば、県と協議をしないとやっぱり出しにくいという状況にありますので、県と十分協議をして、対策が講じられるものであれば講じていきたい、このように考えております。

○議長（中西和夫君） 12番、木田議員。

○12番（木田守彦君） だから、それは管理者が県やということであれば、県にどんどんと申し上げていただいて、一日も早いこと、やっぱりあのような状態を町民の皆様に見せるということ自体が私はおかしいなあと。もうちょっと工夫して、土のうやなしにまたほかの工法でもあれば、何かそういうふうな工作を講じてもらいたいなということをお願いしておるのであって、そんなんあのような状況を、ほんなんやったらこの役場の前で水が出水で、上から流れてきて、そないして溢水したよっていうて、そんな土のうをずっと並べていつまでもほっとくような状況になりますか。そんなことないですよ。だから、言うたら、一番東の端くれやから、そやからもうあんなほっといてもええように、そういうふうには私は思うて仕方がないんですねんけどね。やはり、そんなん端くれとかそんなん関係なしに、やっぱりやるべきことは一日も早いこと、そういう災

害が発生する前に防止するのが、町民の生命、財産を守るための働きだと、私はそういうふうに考えますねんけども、理事者の皆さんはどのように考えておられるのか。とにかく県にもどンドン働きかけて、やっぱり一日も早いこと解決していただきたいと要望しておきます。

続きまして、色々な面において斑鳩町も問題を抱える点がたくさんあると思いますねんけども、私が3月議会に一般質問で町営住宅の空き部屋の処理について問うということで、その後の処理状況や解決済みなのかについて問うということなんですけども、3月議会で町営住宅の入居者が死亡されて、その空き部屋の処理について質問をしております。退室者の発生を待っておられる人たちにとっては、早急に処理方を期待しておられると思います。家賃については敷金で充当するとのことでしたが、3カ月経過したら、それも底をついているものと思われませんが、募集に際しては、常時多数が申し込まれ、抽選となっており、希望者の多さに驚いております。一日も早く退室していただいて、新たに募集していただきたいと思いますが、現在はどのようになっていますか。

○議長（中西和夫君） 藤本都市建設部長。

○都市建設部長（藤本宗司君） 3月議会でご指摘をいただきました町営住宅の入居者の死亡に伴います空き部屋の処理についてでございますけれども、その後の状況について報告をさせていただきたいと思っております。

その方の相続人、13人の代表の方と協議をいたしまして、相続放棄の申立書を提出されたということで、その敷金から家財処分費を捻出をすることになりまして、先月、5月27日でありますけれども、室内の家財道具を処分したところでございます。

今後の予定でございますけれども、6月中に入居のための室内の内装関係について修理を行いまして、7月を目途に入居者の募集をしていきたい、このように考えております。

○議長（中西和夫君） 12番、木田議員。

○12番（木田守彦君） 大変残念に思うのは、私3月に一般質問しておりましたやんか。けど、それに対して、5月27日にそれが解決したということに対して、私今回一般質問出してなかったら、そんなん何の報告も受けてないですやんか。だから、そういうことに対して、何でそんなことが、真剣に皆さんの議員さんの一般質問を受けて答弁しておられるのか。やはり、質問されて関連することについては、何ぼ日にちがたとうと、解決したらそれは必ず報告をするというような、そういうなにでなければ、やはり町と

我々との両輪となって町政をやっていこうという、そういう気が起こらないような気がしますねんけども、それについて、今回一般質問しやへなんだらそのまま置いとかれたんかなというふうな気がしますねんけど、それについてどうですか。

○議長（中西和夫君） 藤本都市建設部長。

○都市建設部長（藤本宗司君） まことに申しわけございません。以後、都度そういう状況については報告もさせていただきながら事業を進めてまいりたいと、このように考えているところでございます。そうしたことで、今回整理が出来たということで、7月には募集をしていきたい、このように考えております。よろしく願いいたしたいと思えます。

○議長（中西和夫君） 12番、木田議員。

○12番（木田守彦君） そういうことで、皆さんの意見を聞いても、やはりそれに対して解決とか、色んななにございましたら、やはりその皆さんに的確に報告をしていただきたいことをお願い申し上げておきます。

次に、下司田池の現在の状況と見通しについて、長期間にわたって解決しない問題点と、そして弁護士との関係について問うということございまして、長年懸案となっておりました下司田池の訴訟の現況はどうなっているのかということ問うつもりでありましたが、聞くところによると、6月6日ですかね、和解が成立したとのことであります。どのくらいの年月を要し、どれだけの費用と、補償金としてどれだけの額で決定したのか。そして、その補償額の出金先というんですかね、出所はどこになるのかについて聞かせていただきたいと思えます。

また、町の顧問弁護士さんとは、和解ということで納得しておられるのか。やはり、日本の裁判の長期化が懸念されている中で、やはり弁護士さんや裁判所の職務というんですかね、そのスピードアップが図られるようにということなんですなねんけども、こっだけ年数もたってやっところさ解決したということなんですなねんけども、金額面において皆さん方の同意を得られるかどうか。今議会中に補正予算のなにご出てくるということなんですなねんけども、それに対してこれでよかったんかなというふうにも思えますなねんけども、それらについて、わかる範囲で結構ですので、教えていただきたいと思えます。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） ただいまの件につきましては、議員さんも申されておりましたように、町が提訴いたしましてから5年半が経過しておるところでございますけれど

も、去る6月6日の裁判において、こちらが提示いたしました和解条件について被告側が承諾をされ、双方合意を見たところでございます。当然、この裁判につきましては、町の顧問弁護士であります川瑠弁護士にご相談申し上げながら進めてまいったわけでございますので、そういったことについては、十分そういった中で、ご相談の中で進んでおるものということでございます。

そういった中で、被告側の合意といたしましては、和解条件は3点ございまして、1点目は、被告側に対し和解金1,500万円をお支払いすること、2点目につきましては、建物及び栈橋等の工作物の解体撤去は被告において行うこと、3点目は、土地明渡し期限を和解の成立した日から6カ月以内とする、そういった内容でございました。

質問者がおっしゃることにつきましては、当然担当の総務常任委員会で十分ご審議をいただきたいと考えております。また、その上で本会議の最終日に追加上程をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくご理解のほどをお願い申し上げます。

○議長（中西和夫君） 12番、木田議員。

○12番（木田守彦君） 私が言うた中で、そのお金の出金先というんですかな、一般会計から出さるのかどこか知らんけど、それらについてどういうふうな考え方をしておられるのか、それを聞かせていただきたいと思います。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） この解決につきましては、先ほど申し上げました和解金の1,500万をはじめ、長年弁護士にお願いをしておった関係のいわゆる報酬も払わなきゃならぬということでございます。そうした資金の捻出につきましては、その財源でございますけれども、財産区の財産であります池の一部を町へ売却し、その資金を捻出したいと考えております。そうしたことを含めまして、先ほど申し上げましたように、担当の総務常任委員会にご相談を申し上げたい、進んでまいりたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 12番、木田議員。

○12番（木田守彦君） 龍田財産区財産のお金が420何万かありますわね。それと、土地を処分してて、これは内部で動かすだけの話であって、出所は町のお金を右から左に回しているのと同じやと、私はそういうふうに思いましたけれども、とにかく解決出来て、長年にわたってのなにやから結構なんですねけれども、出来るだけこういうことのないように、出発点は、町やなしに、龍田の財産区財産というんですかな、それが町の方に持ってこられたということで、町もそれに対して苦勞してこられたと思いますねけど

も、こういうことのないように今後とも町行政を進めていただきたいと思いますようお願い申し上げます。私の一般質問を終わります。

○議長（中西和夫君） 以上で、12番、木田議員の一般質問は終わりました。

続いて、14番、里川議員の一般質問をお受けいたします。14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） それでは、通告書に基づきまして私の一般質問をさせていただきます。

まず1点目に、斑鳩における付属機関についてということで挙げさせていただいております。この付属機関につきましては、私、非常にこれまで数多く一般質問もさせていただいた経過もございます。さらに、今回、この付属機関のことを考えるに当たりまして、行政の要所要所に必ずといっていいほど付属機関が介在し、執行機関の執行の内容を実質的に左右するほどの意見、勧告、答申、調査結果などを提供していくわけですから、この機関の役割に改めて注目をする必要があるというふうに考えさせていただき、今回一般質問をまたさせていただくことといたしました。その考え方にに基づきまして、今後より多くの方に町政に関心を持っていただき、より多くの方に町政に参加していただく、住民参加を重視していく斑鳩町の町政というものを思い描き、この質問に入らせていただきます。

まず、①で書かせていただいております委員選出の考え方と明確化についてですが、先ほども申しました、私、色々な角度から一般質問をさせていただき、それらがかなり改善も見られてきたというふうに一定の評価が出来る部分もあると思います。けれども、最近でも、この付属機関の委員さんの選出に対しまして、どうも年齢層であったり男女比率であったりとか、色々な時に、私自身もまだまだ疑問を感じる時がございます。そういったことから、今後、やはりこの委員選出につきまして、先ほど最初に申し上げましたように、重要な位置づけ、付属機関に対しての重要な位置づけと考えまして、この委員選出の考え方を明確にする。その明確にするということはどういうことかということ、一定の基準は設けていただいているとは思いますが、その基準をきちとした形で住民の皆さんにも公表出来る文書として明確にしていっていただけたらというふうに私は考えるわけなんです。この点についてはいかがでしょうか。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） ただいまの委員会、審議会等の委員の選任につきましては、今年の3月議会での質問者からの一般質問でもお答えいたしましたとおり、高度な専門

知識を有する学識経験者や女性委員の積極的な登用、各関係機関・団体等からの登用、また一般公募による委員の登用など、住民の一部の層に偏ることのないよう、より幅広い委員の選出に努めるため、平成12年度に、議会ともご相談を申し上げながら、付属機関等の委員選出基準の見直しを行い、委員数の見直し、委員会、審議会等の統廃合、女性委員の登用、これは30%以上でございますが、充て職人事の改善、積極的な委員からの発言を期待するため、委員選出基準について一定のルールを定めるなど、それぞれの設置目的に沿ったより効果的な協議会、審議会の運営を目指してきたところでございます。

委員の選出に当たりましては、他の地方公共団体においても、行政運営の公平の確保と透明性の向上を図ることを目的に、条例または要綱等で委員等の選出基準を定めているところもございます。当町におきまして、そういった面での見直しは必要ではないかと考えております。したがって、他の地方公共団体の条例などを参考にしながら、委員の選出基準についての見直しの検討を行い、今後もより一層の町政運営の公平の確保と透明性の向上を図り、住民の信託にこたえてまいりたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） 今、くしくも総務部長おっしゃられましたように、条例や要綱ということで、私も担当の方に申し上げておたわけなんです、このことを色々調査をしていきますと、浦安市には、市民参加推進条例とその条例に対します施行規則というものがございます。この施行規則の中では、再任の程度であったり、他の審議会等との兼任の状況であったり、また男女の構成比率、年齢の構成、それと居住地域の構成、居住地域のバランスですね、こういったものなども明確に書かれている状況がございます。それと、近江八幡市、ここの付属機関に関しての取扱要綱という形で、これもまた色んなことが具体的にこの要綱の中に示されております。

こういうふういきちと条例なり規則なり、また要綱で書かれておりますと、私たちもその都度それを見ながらきちと、付属機関の委員構成などについての認識、確認、こういったものも出来ますし、また一般の住民の皆様方にも、斑鳩町はこういった要綱に基づいてその選任をいたしておりますと明確にご説明出来るのではないかとこのように私は考えております。ですから、今、部長の方も研究をしたいということでございましたので、これらについて研究をしていただきたい。

それと、もう1つ気になりましたのは、沖縄県的那覇市なんです、ここでは、市の

政策計画立案過程において、市民参加をどうしても幅広く導入させたいという思いから、会議日程の事前公表であったり、会議の傍聴、会議資料及び会議記録の公表だけではなくて、ここまでは大体出来るんですけどね、これ以上に、会議への意見書提出、また審議会の同意を得てその意見書を提出された方の意見陳述も出来るというようなことまで踏み込んでやっておられるようなところもあるんですね。本当に住民の方に参加をしていただきたい、住民の意見をより多く聞きたいということであれば、やはり実効性のある付属機関というものを考えて運営していただけていますように、今、1点目で申し上げました研究について、さらにしていただきたいということを要望しておきます。

2点目なんですけれども、そういったことから行政改革の中でも色々なことが指針として示されているとは思いますが、この法令等の根拠のない委員会につきましては、基づく場合の委員会と随分位置づけが違ってくると思うんですけれども、その根拠を持たない委員会であっても、年間を通じて開催されていなかったりとか、またはその委員会を統合することが可能な場合があったりとか、そういったことがないのかというような精査につきましては、当町ではどのように考えて、また処理をされているのか、お聞きしておきたいと思います。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 当町におきます法定設置以外の委員会、審議会、協議会等で、報酬、費用弁償等を伴うものにつきましては、特別職の職員で非常勤のもの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の別表に掲げておるところでございます。それぞれの設置目的に応じた審査、諮問、または調査を行っていただくため、必要に応じ会議を開催していただいているところでございます。

それらの中には、年間を通して定期的に会議の開催が必要なもの、突発的な事件に関し臨時的、突発的に会議の開催を必要とするものなど、開催の形態は様々でございますが、設置目的を達成し、それ以降継続して設置しておく必要がないものについては、定期的な見直しを行い、あるいはその都度廃止をしてまいりたい、そういったような考え方で進んでまいりたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） 今、ご答弁いただきましたように、形式的に流れないということが大事なかなということの意味も含めまして、私このことを申し上げたんです。です

から、スクラップ・アンド・ビルドという言葉がございますが、やはり常にそういう見直していくということが大事であると。その都度、その都度、状況に応じてそういう見直すというようなことをしていただきたいということをお願いをしておきたいと思います。

3点目に移らせていただきますけれども、3点目では、委員報酬の考え方についてというふうに書かせていただきました。当然、委員報酬というのは、斑鳩町でも報酬審議会できちんと審議をしていただくものですので、私自身はその額であるとかについて、特段今申し上げる筋合いのものではないというふうに考えておるわけなんですけれども、ただ、この附属機関についての質問をさせていただくに当たりまして、私、斑鳩町を含む近隣の市町村、また同じぐらいの規模の町ですね、例えば田原本町であったり広陵町であったり、附属機関について資料を取り寄せまして全部見ていったわけなんです。調査させていただいているんですが、1つだけ、よその町と比較しまして斑鳩町だけが違う、何でこう違うのかなという点がございましたので、今回質問をさせていただこうというふうに思いました。

それは、委員長の報酬というものについてなんです、委員と委員長で大きく差がついているのは、斑鳩町だけだったんです。議会の議長であったり、農業委員会、選挙管理委員会、教育委員会、こういった一定の職務権限を持たなければならない長、対外的にもその責務を持つ場合、こういった長になられた方についての報酬の違いというのは、各町どこの町にもございます。けれども、各種審議会や委員会、その町の政策立案過程の中での色々な委員会としてご協議いただく附属機関ですね、こういったものの委員、委員長の差というのは、よそでは全くついていなかったわけなんです。ここのところで私もちょっと不思議に思いましたので、斑鳩町ではかなり差がついているという状況もございまして、なぜこういうことになってきたのかなというふうに疑問を感じましたので、今回一般質問をさせていただくようにこの質問を入れさせていただきました。担当の方におかれましては、これにつきましてどのようにお考えになられているのか、お願いいたします。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） まず初めに、特別職の職員の給料及び報酬のそれぞれの月額につきましては、広く民意を反映させるため、特別職報酬等審議会において、人口、財政規模が類似している他の地方公共団体及び一般職の職員の給与改定状況等を参考に、

審議会において十分審議していただき、適正な答申をいただき、住民の理解を得るよう努力すると共に、額の改定に当たりましては、議会にもご祖相談申し上げ、条例改正を行ってきたところでございます。

次に、報酬の性格でございますが、報酬は給料と異なりまして、いわゆる生活給たる意味を全く有せず、労働の対価としてその性格を持つものであるとされております。したがって、その額は、役務量、役務内容に応じ支給されるものであると考えております。

そういった観点から、当町におきましては、委員会、審議会等の委員長、会長の職においては、その委員会、審議会を代表し、会務を総理し、また会の議長となり議事進行のまとめ役を担うことから、一般の委員とは異なる額を定めて支払いをしてきたところでございます。

今後、報酬額の改定につきましては、財政健全化検討住民会議や特別職報酬等審議会などにおいてご審議を賜ります中で、各種委員の報酬のあり方についてもご提言をいただきたいと考えておるものでございます。

○議長（中西和夫君） 14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） 私は、なぜ斑鳩町だけが、1町だけがこういう形になっているのかということに非常に疑問に感じましたので、担当におかれましても十分調査をしていただきまして、また報酬審議会の方にも諮問をしていただきます時には、そういったことも含めて調査、研究していただけるようお願いをしていっていただきたいというふうに要望をしておきたいと思っております。

それでは、2点目の障害者自立支援法についてというところで質問をさせていただきたいと思っております。

実は、私、この法案の問題点につきまして大変懸念をしているところなんです。平成14年には、精神障害者の相談業務など、そういった事務にかかるものが市町村におりてきました。また、平成15年には、支援費制度がスタートしました。まだ本当にこれが十分定着してるかどうかという心配のある最中に、こういった突然のようにこの法案が出されてきたということにつきまして、とても大きな疑問を感じながら、この中身について見させていただいているところなんです。政府の方から出てきましたこの障害者自立支援法、基本的には応能負担から応益負担へという流れをつくっていかうということなんですけれども、私は、福祉のサービスに価格をつけて利用をする方、利用する

ということは、その人が受ける利益だから、使えば使うほど利用料払ってくださいよ、福祉のサービスは益だというふうな考え方はどうしても出来ないんです。やはり、障害者への皆さんへの支援というのは、単に介護や訓練、こういったものを狭い枠組みでサービス利用していただくんやという問題ではなくて、社会的支援という大きな視点で総合的に進めていくべきであると。障害者の方が受けられるサービスを益として、応益負担というようなこういった政府の考え方については、どうしても私自身は納得が出来ないというふうに感じながら、この障害者自立支援法を見させていただいてきました。その中でも、とりわけ市町村にも大きくかかわってくるのではないかという問題点について、今回質問事項に挙げさせていただきました。

まず1点目に書かせていただいております更生医療、福祉医療などの公費負担制度が改正されることにつきまして、これにつきましては、色々内容があるんですけども、この中でとりわけ私自身が心配をしておりますのは、この更生医療、育成医療から心臓病が外されてしまうという考え方が示されていることなんです。心臓病は手術をすればよくなる。そのままほっておけば命にかかわるけれども、手術をすればその方の命は助かるわけなんですよ。ですから、国もこれまで2分の1の助成をしながら、育成医療、更生医療としながら、国も一定の責任を持ってその方のそういったところを取り除くための手術、その部分を治す手術を支えてきてくれたわけなんですよ。心臓病というのは、皆さんも想像をされましたら、とにかく手術費用、入院、長い期間もかかりますので、何百万、ひどい人でしたら何千万というお金がかかるというような問題になってきます。これが、更生医療、育成医療から外されてしまうということについて、私本当にとても心配をしているところなんです。このことについて斑鳩町ではどのような、こういった育成医療、更生医療の改正についてお考えになられているのか、認識をお持ちなのかということをお聞きしておきたいと思っております。

○議長（中西和夫君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 今、ご質問をいただいております障害者自立支援法案ということでございますけれども、現在国におきまして法案が審議をされているところでございます。ご質問の更生医療、育成医療につきましては、自立支援医療費制度として新体系への移行ということで国で審議をされております。確かに、支援費制度が創設されて2年ほどしかたっておらないような状況の中で、こういうものもまとめたの障害者自立支援法案への移行というようなこともされておるわけですけど、これには色々と国

の方でも、支援費制度を創設した後におきまして、かなりのそういう利用等もあって、財政的な面等も考える中で、一元化というようなことで今現在審議をされているようにも聞いているところでございます。

3月現在で示されておりますこの改正案におきましては、自立支援医療費の対象者につきましては、従来の自己負担が引き上げられることとなります。現在の応能負担ということから、原則として1割負担に変更をされてきます。また、食事療養費につきましても、公費の対象外となってくるように聞いております。低所得者の方に対しましては、生活保護世帯の自己負担というのは無料でございますけれども、年収80万円未満の市町村民税の非課税世帯におきましては、自己負担の上限額が2,500円と。そして、市町村民税の均等割非課税世帯では、5,000円というような形の段階的な上限制度も設けられるということで確認をいたしております。また、中間的な所得世帯のうち、重度かつ継続的な医療が必要な腎臓機能障害・小腸機能障害・免疫機能障害等の疾病につきましては、1割負担が非常に高額となってまいりますことから、所得に応じまして、5,000円、1万円、2万円という上限を設けていく改正内容になっているというように認識をいたしております。

議員も言われておりますように、所得に応じて月額の上限額は設けられておりますけれども、今回の改正によりまして自己負担額がふえる方も出てこようかとも思いますが、心臓疾患の手術等で高額な費用を要するというようなことで、受けられないような状況というようなことでご指摘もいただいておりますけれども、今まで治療出来ていたというような状態のものが受けられなくなるというようなことにはならないのではないかと、このように考えております。しかし、低所得者の方に対しまして配慮も不明な点もまだ多くありまして、恒久的な対策も講じられることが望ましいと我々としては考えておりまして、このことから町村会等を通じまして県や国に対して要望もしてまいりたいというように考えております。

また、国の方では、3月の参議院の予算委員会でも、小泉総理大臣の方から、この検討している制度については、今の段階では不十分であるので、色々な方のご意見を伺う中で改善すべき点は改善をしていきたいと、このようにもお答えをされておりますことから、こういう形での国の動向等も注視していきたいなというように考えております。

○議長（中西和夫君） 14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） 今、くしくも部長の方から言っていただいたんで、私も申し

上げたいと思うんですが、先日、6月7日に、実はこの障害者自立支援法にかかわりまず衆議院厚生労働委員会で参考人質疑が行われました。この参考人質疑の中で、全国町村会山本会長が意見を陳述されております。その陳述のメモ、発言のメモというのは、7日の発言のメモを、昨日担当の方に言いまして取り寄せていただいております。非常に迅速な対応をしていただきましてありがとうございました。私もこの中身を見させていただいておりますが、町村会の会長さんも、非常に財政問題、それと現場での問題について深く憂慮されてご発言をいただいていたかなというふうに思います。さらに、本日に斑鳩町としてどうなんか、これからサービスを提供していくのにどうなのか。さらに、町長におかれましても、こういった市町村の現場の意見、要望というものを上げていただきたいというふうに思います。

私は、重度の方ほど、サービスが必要な人ほど負担が重くなってしまうというような制度は問題があると思いますし、障害を持っておられる方は、サービスを利用することで初めてそのサービスを利用して他の方々と同じ社会での活動が出来る、その人の活動を保障することが出来る、このことは絶対忘れてはいけないというふうに思っておりますので、ぜひ担当におかれましても、その辺をお考えいただきながら今後この事務に当たっていただきたいと思います。

同じく、2点目に挙げました精神障害者の通院医療費公費負担制度の廃止ということになっておりますが、これは精神保健福祉法第32条にあります負担軽減規定というのが今回削除をされまして、自立支援法の中で自立支援医療という名前に置きかえられて組み込まれるというふうになっております。そのことによって、現行5%であった通院の医療費、これが10%へと負担が引き上げられていくということなんです。ただ、精神障害者の方の就労などの状況というのは、非常に困難な状況がございます。収入についても、世帯で今後見ていかれるということなんですけれどもね、この当事者の方の負担が重くなって医療離れ、そしてまた通院の中断、こういったことにつながっていくのではないかなというふうに心配をするわけなんですけれども、この問題につきまして、担当におかれましてはどのようなご認識をお持ちなのか、一度聞いておきたいと思します。

○議長（中西和夫君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） ご質問の関係で、精神障害者の通院公費負担というのが、議員も言われてますように、精神保健福祉法から削除をされることになって、今、検討

されています障害者自立支援法へ、こういう形で移行をされることになるわけですが、その中で現在の自己負担の関係が一律5%で所得制限がないわけですが、更生医療や育成医療と同様に障害者自立支援法案の中で移行することで一部負担が審議をされております。負担割合や上限額につきましては、先ほど述べましたとおりでございますが、統合失調症とか躁うつ病、難知性てんかんにつきましては、所得に応じまして自己の負担の上限額が、5,000円、1万円、2万円というような改正内容になって提起をされております。

障害者自立支援法の改正に当たりましては、これまでの入院医療中心から地域生活中心へと転換を図ることとされておりますが、自己負担の増加は地域生活を送っていく上で、就労が困難な精神障害者の方にとりましては、受診の抑制につながるのではないかなど、精神障害を持たれる方々とか関係団体から危惧する声も上がっております。

ということから、福祉課と保健センターにおきましては、相談業務ということで現在取り組んでいるところでございますけれども、改正時には、このようなことから相談業務等がふえてくるのではないかとというように思っております。このことから、この改正に当たりましては、関係機関との連携を図っていく中で、それぞれの利用者の方々に對して制度改正についての十分な相談にも乗れるような体制、対応をしていかなければならないのではないかなというように考えております。

○議長（中西和夫君） 14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） 本日に相談業務がふえましたら、先ほども言いました14年から町へ精神障害者関連の事務がおりてきている中では、大変なことではないかなというふうに心配をいたします。また、その精神障害者の方のご家族の方たちがご心配になられているのは、やはり本当にどの程度お金がかかるのか。また、お医者さんへなかなか行けないとなって服薬を中止するようなことになって症状が悪化した場合、この精神障害者の方の場合、自殺などの、そういった方へ進んでしまう方なんかもおありになるという、家族の方たちの中からそういう心配の声も私自身も聞いておりますので、本当に十分気をつけて、制度改正に伴い住民の皆さん方にどのような影響が出るのか、慎重に取り扱っていただきたいというふうに思います。

3つ目なんですけれども、これまでそういうことで色々町としてもこの障害者自立支援法の中で非常に影響を受ける部分があるなということで申し上げてきたことに関しまして、特に財政なんかの面で見まして、斑鳩町自身にも非常に影響があるのではないかな。

障害者の皆さんにも、もちろん、応能から応益になるわけですからね、使えば使っただけそうやってふえるし、そうやって制度の改正がありますから、いやでもふえるという方もあるんですけどね、ただそうやって国が保障をしない分、今度は国の補助分がカットされると、そのかかった医療費は、もちろん保険の高額医療の分もありますけれども、そこに到達するまでの部分では、県と町が行っている福祉医療に依存をしなければならない部分というのが出てくるはずなんです。

だから、今まで国が見てくれてた部分が、県と町で見えていかなあかんという部分というのが出てくるだろうと、私はこの改正を見る中でそういうふうに、福祉医療に大きく差が出てくるのではないかな。国は福祉医療関係してませんから、ですから福祉医療の部分で障害者の皆さんの関係でこういうふうになってきたら、斑鳩町も非常にそういう点では財政的に圧迫を感じていけないのかなあと。だからといって、斑鳩町の住民の方、本当に斑鳩町としてはその制度も持っておりますしきちんとやっていかなあかんやろ。だけど、お金はかかっていくんじゃないかな。それなら、やはりもっともっと県、国に対して、当然県として国として責任を持ってもらうべきところを声を上げていかなければならないだろうというふうに考えておりますが、私はそう考えておりますが、担当の方のご意見をお聞きしたいと思います。

○議長（中西和夫君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 制度改正に伴いまして、自己負担の関係等を例示をされている分等を見る中では、今、質問者も言われておりますように、町の福祉医療助成制度には、どれだけの額がどのような形でというようなところまでは出来ませんけれども、示されている医療費の自己負担の表等を見る中では、質問者も言われているように、当然町の福祉医療費の助成の関係の中では影響は出てくるのではないかと、このように考えております。直観的に、当然負担増というようなことが出ておりますので、財政的には増加になるかなというようなところでは、イメージ的には描いておるんですけども、それも詳細についてのシミュレーションを描いておりませんので、一概には言われないかもわかりませんが、直観的にそういう感じで私は受けとめております。

そういうことことから、今現在この法案につきまして国の方で審議途中でございますので、町といたしましては、そういう障害者の方の色々な意見というものもお聞きをする中で、県に申し添え、そして県の方からそういう形で関係機関等への意見具申をしていただくような形での取り組みをしていきたいと。また、この法案の審議の経緯につつま

して、国の動向等には注視をしまいたいというように考えております。

○議長（中西和夫君） 14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） 今、部長が言っていただきましたので、ぜひ、本当に自立を支援するための制度となるように最大限努力をしていっていただきたいと思います。自立支援法という名前の割には、何か中身違うんじゃないかと私は思っております。でも、町としては、最大限町の裁量で出来る努力をしていっていただきたいと思います。これから、この自立支援法ですね、115条からなっている法案なんですけれども、国は正省令として195本今後出していくんやという考えを示しております。まだこれから、その法案が成立すれば195本おりにくるんですよ。担当の皆さん非常に大変だと思いますけれども、本当に斑鳩町の障害者の皆さんを守る立場で事務に当たっていただけますようお願いをいたしまして、次の質問に移らせていただきます。

3つ目なんですが、介護保険法改正の問題点についてということで挙げさせていただきました。これにつきまして、出来るだけ簡単にご答弁をいただきたいと思うんですけれども、問題点の一番大きな問題としましては、ホテルコストが導入されることと、ホテルコスト等を10月から前倒しすると、この問題なんですね。そのホテルコストの中には、今までなかった準個室というのが出てくるんですよ。

ですから、その準個室の問題もございまして、担当に聞きましたら、今まで特養斑鳩町の方が利用されている分につきましては余り個室というのはないんやということでした。けれども、準コストとなりましたらね、この準コストというのは、認知症や感染症などの特別の事情のある人を対象に、特養の大部屋を仕切った形で、従来型の個室なんだという見方をして準個室というようなものを新しく制度として設けてしまったわけなんですね。その方向でいくということも含めまして、しかもこれ10月から前倒しやと。こんなん、今、もう6月ですからね、とても大変な状況ではないかなと思って心配しているところなんですけれども、これにつきまして、この問題点を担当としてもきちっとお持ちやとは思いますが、今後の動向についてお尋ねをしておきたいと思っております。

○議長（中西和夫君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） この関係につきまして、今現在どういう形でという部分は、ある程度のところということしか出ておりません。確実なものにつきましては、8月ごろになれば国の方から提示がされてくるのではないかとということで、それを待つて

いる中で、今まで国の方から提示をされております等々の関係で、18年度に向けての第3期の事業計画等にも取り組んでいるところでございます。

そういうことの中で、このホテルコストの関係につきましては、施設給付の関係で利用者負担が基本的に増加をすることとなります。こういうことで、施設サービスの利用者負担が重くならないよう、所得の低い人には負担の上限額が設けられます。その内容につきましては、食費と居住費ということでございますけれども、それを越えた分につきましては、申請により介護保険から支給されるというものでございます。

こういうことで、この準個室の関係につきましては、必ず移るということになれば契約に基づくということになりますので、本人とか家族、または後見人の同意がないと、施設側だけで勝手にそれを準個室等へ移設をさせるということにはないと、このように考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。そういう形の分につきましては、8月に確定したものが出てくるというように聞いておりますので、それらをもちまして、今現在利用されております利用者の方、もしくは家族の方等にご周知等を、広報なり、また直接そういう形での周知をとっていきたい、このように考えておりますのでよろしくお願いをいたします。

○議長（中西和夫君） 14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） 今、部長言っていただきましたように、お金にかかわる問題ですので、そしてまた高齢の方にもきちんとわかるようにしていかなければならないだろうというふうに思います。制度が変わること、そしてまたお金がかかること、こういったことを十分配慮してやっていっていただきたいと思っております。

それで、2点目なんですけれども、例えば障害年金2級の方、月額7万円程度の受給の方であれば、今回の改正の後、障害年金を超えるような支払い額になるケースなどが、色々モデルケースで計算される中で出てきてるんですね。ですから、私は、こんなことをしてたら、逆に生活保護の受給への流れとなっていってしまうんじゃないかなと、こんな心配も逆にしてるわけなんですよね。どうも国のしはることようわからないんです。ですから、私はその心配もしてるんですけれども、それは私はそういう懸念をしているということで、2つ目については置いておきたいと思っております。

3つ目なんですけれども、3つ目ちょっと書かせていただいた、これ複雑なんですけど、地域包括センターの問題、ケアマネジャー、これは主任ケアマネジャーですね、この問題があるんです。それと、介護度の変更、これは朝の質問者からも出ておりましたけど

ね、斑鳩町、要介護1というのは308人、直近で308人と今朝言っておられましたけど、これ全体で占める割合33%なんですよね。要介護1と言われる方一番多いんですよね、認定を受けられた中で。その33%の方の中の7割から8割、これちょっと市町村によって格差がございますので、7割強というふうにも考えましても、かなりの方数が要介護1から要支援2に変更されてしまうということになってくると思うんです。これらにつきまして色々、本当に制度が変わる、介護度が変わることの説明、また地域包括センター、主任ケアマネジャーというのは現場の問題だと思いますけれども、簡単に結構ですが、8月にならないと細かいことは出てこないという部長もおっしゃられておりましたけれども、今後の体制だけでも、考え方だけでも、人材の確保も大変でございますので、どこまで考えていただけているのかということも心配ですので、お聞きだけしておきたいと思えます。

○議長（中西和夫君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 確かに、今の段階で、朝のご質問いただいた議員さんにもお答えをしておりますけれども、国が想定をしております要支援、要介護1の該当者の中での関係からいきますと、かなりの方が移行をしてくるのではないかなというように想定をしております。こういうことの中で、当然地域包括支援センターというものは新設をしていかなければならないわけでございますので、そういうことの中で、以前からも申し上げておりますように、国の情報等を見る中では不明な点多々ございますので、これらのことにつきましても色々研究等もしていく必要があるかと思えます。

また、この利用されます関係につきましては、新予防給付というような関係の中で、当然ケアマネジメントに基づいての提供されるような状況等についても、利用者の方々に周知をしていかなければならないような状況になろうかと思えますので、ここらについて当然そういう状況を見る中で、要支援、要介護1の認定の方々につきまして、こういう形での新予防の関係等についての周知は、当然皆さん方に図っていかなければならないというように考えております。

○議長（中西和夫君） 14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） またさらに細かい内容につきましておりましたら、先ほども申し上げました人材の確保というのは非常に重要な問題ではないかと思えます。鋭意ご努力いただきたいということをお願いしておきたいと思えます。それと、色々な制度改正、変更、こういったものについて、当事者の、ご利用なさっている被保険者の皆

さん方にも丁寧な説明を望んでおきたいというふうに思います。

4つ目なんですけれども、今度のこの改正に伴いまして保険料への影響はどうかということなんです、給付料がふえておりますので、今度保険料の改正やらなあかんで、色々検討していくというところの時点でも、次は保険料を上げなあかんやろうということになってたわけです。ところが、ホテルコストを取って利用者からも利用負担を取ろうと。そしたらちょっと保険料ましなかなと思えば、今度は介護予防の関連を、今まで国が2分の1の補助金出してやってきたそういった事業を全部介護保険に入れようと。そしたら、国が50%出してたものを介護保険へ入れてしまえば、国は25%だけ出すんですよね。50%介護保険の保険料から出さなければならない。そんな事業が、予防介護ですね、介護予防事業、地域支え合い事業、それから在宅介護支援センターの運営事務、こういったものがそういうふうに組み込まれて財源が変わっていくと。老人保健事業ですら、今まで国が3分1出してくれてたものまで統合して、国は25%しか出さないよと、あと50%は介護保険から出すんですよと、そういう予防施策をしましょうと言いながらも、それを結局介護保険料から出さして、国が責任を持つ部分をぐっと縮小しているという中で、この事業を一生懸命やっていったら、皆さんの健康を守るために一生懸命やっていったら、また介護保険料結局は高くなってしまうという心配があるんですよね。そこのところをね、本人さんらホテルコストで利用する人は高くなるわ、介護保険ちょっとでも、そしたら、介護保険使わへん人でも保険料払わなんねから、そんな人のために軽減になってんのかいうたら、そうじゃなくて、こういった事業を、国が50%持ってたものを25%に切って保険料で見ますよとなったら、結局はまたやっぱり保険料がふえていくというようなことで、本当に国の今考えてはるこの介護保険法の改正というのも大きな問題があるということをおは指摘をしておきたいと、思います。それについて、町も地方として、地方が保険者となって、地方の皆さん方の暮らしを守っていく、介護を支えていく、こんな中で、やっぱり町村会としてももっと声を上げていってもらわなあかんし、担当の方も、県に対しても、もっと、担当者の会議もあると思います。強く県から要望も上げていただけるようにぜひともお願いをしておきたいというふうに思います。これにつきましては、あとまだ質問が残っておりますので、私の要望という形で、この保険料に関しましても意見を申し上げておきます。

それでは、4つ目に移らせていただきたいんです。

これ、午前中にも出ておったとは思いますが、それからまた、明日の質問者の中にも

これに対して質問をされる方がいらっしゃるかと思うんですが、これは私なりの観点からお尋ねをちょっとしたいなというふうに思っているんですが、財政健全化検討住民会議についてということで挙げて、行政改革推進委員会との関係をどう見ればいいのかというふうに質問を出させていただいております。

と申しますのは、行政改革推進委員会というものを私非常に重視をしまして、これ第3次の行革大綱ですね、行政改革推進委員会から出されまして、その後、ここでは、斑鳩町の第3次総合計画に沿って、平成22年までの間、前期計画、後期計画を立ててきちっと進捗管理をしていくんだということがこの大綱の中にきちっと書かれているんですよ。ですから、この大綱も全部読み、それで、前期計画が出ておりますので私前期計画も見させていただいております。その中に、この財政に関しましてもかなり突っ込んで色んなことが書かれているわけなんですよ。

ですから、本来、財政健全化に向けて、行革の推進委員会もやってくれてますし、行革の推進委員会でも十分こういった議論は出来るのではないかなというふうに考えておったわけなんですけど、この財政健全化検討住民会議を立ち上げられたと。しかも、先ほど1点目に言いました付属機関、この付属機関であれば、条例に基づいて設置をされて、きちっと、別表に色々委員会名出てくるわけなんですけれども、今回のこの住民会議ですね、委員さんに報酬を支払わない、報償費として支払うんだということをお聞きしましたし、それで条例化されてないということは聞きましたけれども、せめて要綱ぐらいはつくってあるのかなと思って担当に、この財政健全化検討住民会議の設置要綱はありますかと聞いたら、設置要綱もありませんということなんですよ。私、ちょっとこれがまた理解しにくくて、設置要綱も持たずに住民会議を立ち上げて、そして報償費を払って議論すると。議論するねんけど、その上には、上にはという言い方はおかしいですけど、条例的にはきちっと整備をされた行政改革推進委員会、うちの行政改革推進委員会、非常にしっかりやっているといると思うんですよ。答申とか計画とか見てもやっていますし、進捗管理もきちっとしていただけると。進捗管理する中で、その時その時に応じて問題があればその都度見直していくということまでお聞きしておりますので、だから余計にその関係や位置づけについて私にしたらわかりにくいということもありまして、その観点だけお尋ねをしておきたいなというふうに考えております。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 財政健全化検討住民会議につきましては、今後の財政運営の

方向性と個別の事業のあり方や改善方策、行政と住民の果たすべき役割のあり方等についてご提言をいただくことを目的として設置させていただくものでございます。

所掌事務といたしましては、財政運営における問題点の分析、課題解消に向けた財政運営の基本方針の検討、町が実施する各種事業、施策に係る方向性の検討、3点目には住民と行政の役割分担等の検討、4点目にはその他財政健全化に係る必要事項の検討とされているところでございます。

財政健全化検討住民会議は、行政改革の取り組みの中で、特に財政の健全化に向けた取り組みについて、広くご意見をいただくために設置したものでございます。また、行政改革大綱との整合を図るため、行政改革推進委員会からも委員として入っていただくことにいたしております。

また、この関係については要綱等の定めがされていないということでございますけれども、ただいま申し上げましたことを軸といたしまして、委員さんに、こういった方向で審議していただくものかということをはっきりするためには、やはりそういった要綱と申しますか要領と申しますか、そういったものをある程度決めていかなければ委員さんにはそういった方向で進んでもらいにくいということもありますので、開会までにはぜひこういったものを備えていかなきゃならんと、こういうふうを考えておりました、現在そういった関係について準備中でございますので、今、申し上げました趣旨のもとでさせていただきますということをご理解いただきたいと思います。

○議長（中西和夫君） 14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） そうですね、せめて設置要綱ぐらいはつくっていただいて、はっきり設置の目的であるとか、色々住民の皆さんにも公表していただきたいと思いますし、それはぜひやってください。お願いをしておきたいと思います。

それでは、5番目の方に移らせていただきます。

最近、多く被害の出ている詐欺・訪問販売についてということなんですが、オレオレ詐欺に始まりまして、おかしな、すごく債権の回収やというようなはがきが来てみたり、斑鳩町内でも色んなことが起こってきてますが、起こっているだけで、皆さんが気をつけていただけているのかどうかというのは、非常に心配なところなんです。先日も、大きな、5,000万円にも上る損害、リフォームの関係で損害が出たというお姉妹のお話もございましたので、斑鳩町で今現在こういったことについて被害状況、町としてつかんでおられるのであれば教えていただきたいと思います。また、どういうことを、そういう

被害から守っていけるのか。警察だけをお願いしとくわけにもいかんだろうし、色々行政としても手を尽くしていただけることがあるのではないかとということも考えますので、この点についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） まず1点目の発生状況につきましては、西和警察署において、平成16年1月から12月までの間の斑鳩町におけます認知件数、発生の中で認知件数は7件となっております。

次に、当町の取り組み状況でございますが、斑鳩町生活安全推進協議会を中心に取り組みを行っていただいておりますが、その中で、昨年3月に開催いたしました第6回安全と安心を守る町民の集いにおきまして、弁護士の先生から、「最近の不法行為とその法的対応策」と題しまして、オレオレ詐欺等の実態と対応策について、また昨年9月には、「身近な犯罪から家庭を守る講演会」におきまして、県の食品・生活相談センターの方を講師にお招きいたしまして、悪質商法について、オレオレ詐欺や架空請求等の関係についてお話をいただいた、ビデオの上映も行いながら、そういった啓発を行っていただいたということでございます。

また、町広報紙におきましても、「消費生活相談室からのお知らせ」や「交番だより」により、こうした事案の防止のための記事の掲載を行っているところでございます。

一方、地域ぐるみでの犯罪被害の未然防止策といたしましては、特に高齢者世帯におきましては、小地域福祉会が実施されております見守り活動の中でも、こうした被害に遭わないための啓発活動を行っていただいている団体もございます。今後、さらにこうした活動が広がりますように働きかけを行いたいと思います。

○議長（中西和夫君） 14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） 今、1年間で7件、これは多分被害届が出ている分だと思うんです。ですから、軽微なものについてはほかにもまだあったのではないかというふうに推測もされます。今、おっしゃっていただきましたように、地域との連携、それとまた警察などとも連携しまして、お年寄りにわかりやすいチラシなんかが出来たら町の方でも広報と一緒に配るとか、色々連携をとりながら、とにかく斑鳩町で被害が出ないように努めていただけますようお願いをいたしまして、本日の私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 以上で、14番、里川議員の一般質問は終わりました。

これをもって本日の一般質問は終了いたします。明日も引き続き午前9時から一般質問をお受けいたしますので、定刻にご参集をお願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。ありがとうございました。

(午後2時39分 散会)